

第5次 女川町地域福祉活動計画

令和2年3月

社会福祉法人 女川町社会福祉協議会

はじめに

女川町社会福祉協議会では、平成 28 年 3 月に「第 4 次女川町地域福祉活動計画」を策定し、「一人ひとりの幸せが地域の支え合いとつながりで実現するまちおながわ」を基本理念とし、女川町の地域福祉の推進に取り組んできました。



このたび、新たな国・県の動向や、令和 2 年度からスタートする「女川町地域福祉計画（第 2 次）」と連携を図り、地域福祉の今後の方向性を定めるため、新たな「第 5 次女川町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ」を基本理念に掲げ、それを実現するために 4 つの基本目標を掲げて事業の方向性を示しています。そして、住民、地域、行政がそれぞれの役割を持ち、三者協働による地域福祉の推進が求められている社会の中で、女川町社会福祉協議会が社会福祉法人の特性を活かし、三者協働の拡充を図る構成となっています。

本計画の趣旨に沿って地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた地域で共に生き、共に支え合いながら安心して自立した生活ができるまちの実現に向け、住民・団体・関係機関の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

社会福祉法人女川町社会福祉協議会 会長 的場登美子
女川町地域福祉活動計画策定委員会 委員長 佐藤 良一

目 次

第1章 計画の概要

1 第5次女川町地域福祉活動計画策定に向けて	1
2 女川町地域福祉計画と女川町地域福祉活動計画との関係	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5

第2章 女川町の実態

1 人口・世帯数の推移	6
2 福祉を取り巻く現状	13

第3章 第4次女川町地域福祉活動計画のふりかえり

1 第4次女川町地域福祉活動計画評価の観点	18
2 第4次女川町地域福祉活動計画をふりかえって (PDCAによる評価)	18
3 町民アンケート調査	22
4 地域づくり会議(地区座談会)の開催	31
5 地域の変化	34
6 地域の福祉的な諸問題	36
7 第5次計画に反映させる地域の福祉課題	37

第4章 計画の考え方

1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 計画の体系	41

第5章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域	42
基本目標2 互いが支え合う地域	49
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域	58
基本目標4 組織の基盤強化	67

第6章 計画の推進体制と推進管理

1 計画の推進体制	71
2 進行管理システム	72

資料編

1 第5次女川町地域福祉活動計画策定経過	73
2 第5次女川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	74
3 第5次女川町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	75
4 用語集	76

第1章 計画の概要

1 第5次女川町地域福祉活動計画策定に向けて

(1) 計画策定の背景

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

計画策定の背景には、近年、人口減少や少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観の考え方、生活様式の多様化、家族や地域で支え合う機能の脆弱化などと相まって、地域の関係性が希薄化している状況にあります。

また、これまで家庭や地域、あるいは職場で対応されてきた問題の解決が困難になってきているほか、虐待やひきこもり、経済的困窮、孤立死など新たな社会問題も多くなってきている状況があります。

そのような状況を受け、我が国の社会福祉政策は、「地域共生社会」を1つの理念とし、様々な施策が展開されているところですが、制度や政策だけでは、本当の意味での幸福の追求は難しいと考えています。

私たちは、そのような国の背景と本町が抱える様々な課題を鑑み、地域に住む住民同士が参加し、支え合い、身近な問題の解決を自ら考え取り組める地域が必要と考え、人々が住む「地域」に着目し、そのなかで地域の一員として尊ばれ、役割を持ちながら自分らしく活躍できる、そんな誰もが持つ権利としての「地域共生社会」を目指します。

(2) 目的

自分の生活をよりよくしたいというのは、人間誰しもの願いです。しかし、現在の社会はややもすると誰もが生きにくさを抱える可能性を秘めた社会であるとも言えます。個人や地域が抱える課題に目を背けるのではなく、自分のことと捉え、共に解決する行動や意識が必要であり、それこそが「自助・互助・共助・公助」であると考えます。

本会は、私たち自身が自ら行動し、お互いを支えあえる基盤づくりを行っていく使命を持っています。

こうしたことから、本会は住民が主体となり『地域の支えあいとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ』を目指し、具体的な指針・計画として『地域福祉活動計画』を策定するものです。

(3) 方向性

本会は、住民一人ひとりの尊厳を重んじながら、よりよい地域を目指し、『守る』・『支える』・『つくる』・『つなぐ』の4つの機能を活かし、その機能を効率よく高めながら事業展開を図り、住民が主体となった『共に生きる社会づくり』を行います。

- ①守る＝1人を大切にすとともに、アドボケーター(代弁者)となりその人の自己実現を目指します。
- ②支える＝住民の『自助・互助・共助』を支えます。
- ③つくる＝新たな社会資源の発掘や活用を図ります。
- ④つなぐ＝生活課題解決や生活支援に必要なつながりづくりや関係機関との連携協働を図ります。

(4) 「地域づくり」の考え方

本会が、使命としている「地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の推進」では、「自治コミュニティ」としての地域コミュニティを目指すだけでなく、誰もが最後までその地域で住み続けられるような『福祉的な要素を持つコミュニティ』を目指し、以下のように住民とともに取り組んでいきます。

①まちづくりにつながる「地域づくり」

町の産業や文化、教育との連携
福祉分野を超えた連携と基盤構築
住民の生きがいづくり
社会資源の開発や発掘

②福祉コミュニティとしての「地域づくり」

課題協議の場づくり
コミュニティビジネスの展開
コミュニティソーシャルワークの視点
福祉関係者のネットワーク
対人援助の多職種連携

③一人を支えることができる「地域づくり」

近隣のソーシャルサポートネットワーク
見守り、生活支援、居場所づくり
地域に生きる一住民としてのエンパワメント



(5) よりよい地域社会をつくるために

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

地球が抱える問題を解決するための



世界共通の目標

『SDGs (持続可能な開発目標)』

“2030年までに達成すべき17の目標”



「SDGs(エスディーゼズ)」は、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた**国際社会共通の目標**となっており、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

「SDGs」は、難しいというイメージがあるかもしれませんが、私たちが推進する「地域福祉」とも同じ観点があります。普遍性や包摂性、参画性や統合性・透明性など目標策定の基準にも現れているように、すべての住民がこの第5次女川町地域福祉活動計画に参画するということは、私たちの生活のその先にある未来へのバトンをつないでいくものだと考えています。

第5次女川町地域福祉活動計画ではSDGsが掲げる17の目標を意識しながら、よりよい地域社会をつくることを目指し取り組んでいきます。



まず、「1 貧困をなくそう」という目標ですが、厚生労働省が発表した「平成28年国民生活基礎調査」によると、日本の相対的貧困率は15.6%となり、7人に1人が貧困状態にあると言われており、そのうちの半数がひとり親世帯であるという結果にもなっています。

また、高齢者世帯においても、国民年金所得のみの世帯では、貧困に陥るリスクが高くなっている現状です。このように、豊かな日本においても、貧困の問題は大きな社会問題となっているのです。

⇒生活困窮者への支援



次は、「11 住み続けられるまちづくりを」という目標ですが、この「住み続けられるまち」というのは、男性、女性、障害者、子ども、それぞれの立場によって異なるかもしれません。

しかし、この震災を経験した本町においては、少なくとも、安全で災害に強いまちや人々の住む場所をつくること、そして、災害などがあっても早く回復できる持続可能なまちを目指す必要があります。

⇒災害時支援のための協働



次に、「3 すべての人に健康と福祉を」という目標ですが、実現するためには、政府や自治体、企業といった組織による取り組みだけではなく、私たち一人ひとりの取り組みが重要であり、私たちが健康と福祉を得るということは、ひとつの権利です。そして、「健康」とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的・社会的にも、すべてが満たされた状態にあることを目指す必要があります。

⇒健康な心と体づくり



最後は、「10 人や国の不平等をなくそう」と「16 平和と公正をすべての人に」という2つの目標です。私たちも、誰しものが、差別されることなく、また、暴力を受けることなく、災害などに苦しむことなく、安全で安心な生活を送り、同じ立場で公正に話し合い、助けあう社会を目指しています。SDGs

でもスローガンに掲げる「誰一人取り残さない」を達成することは、私たちが目指す地域福祉であるとも言えます。

⇒住民の権利擁護の実現

2 女川町地域福祉計画と女川町地域福祉活動計画との関係

町が策定する『女川町地域福祉計画』は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、これまで任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。社会福祉法に示された社会福祉の理念を達成するため、地域福祉推進の主体である住民等の参加や協力に立脚して策定される行政計画です。

また、社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める住民の福祉計画です。

両計画は共に地域福祉の推進を目指すものであり、地域福祉の実現に向けた施策を盛り込むなど、一体となった策定が求められます。



3 計画期間

地域福祉活動計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5ケ年とし、地域の実情や進捗状況など必要に応じて見直し、単年度の事業計画で修正していきます。

また、次期計画の策定期間については、令和5年度から準備を進めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画期間					
計画の見直し	必要に応じて見直し、単年度の事業計画で修正します。				
計画の策定					

4 計画の策定体制

(1)策定委員会

この計画を策定するために、本会理事9名を委員とし、そこに2名の外部助言者を加えた策定委員会を設置しました。

(2)ワーキンググループ

策定委員が計画づくりに参画できるように、策定委員会委員3名と作業部会担当職員で構成するワーキンググループを設け、協議を行いました。

(3)作業部会

計画策定にあたり職員による作業部会を設置し、計画の基礎となる素案づくりを行いました。

(4)地域づくり会議(地区座談会)

本会では、町内33会場において地域づくり会議を実施し、自分たちが住む地域について良いところや今後取組んでいきたいことなどについて意見を伺いました。

(5)町民アンケート調査

町と合同で、無作為抽出により住民500名に町民アンケート調査を実施し、近所づきあいや支えあい活動、ボランティア活動などについて回答いただきました。

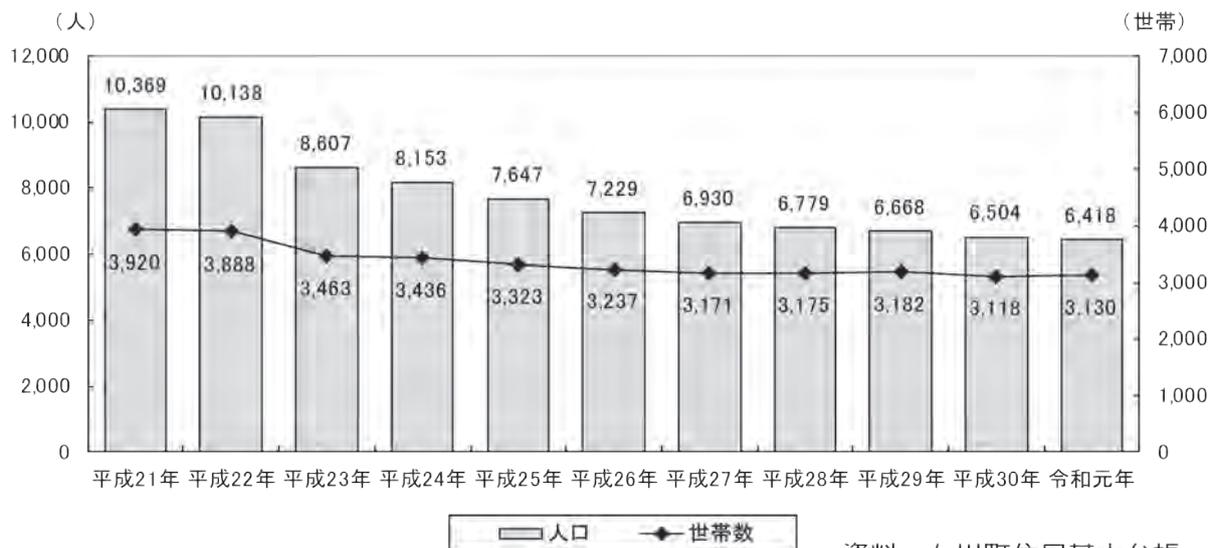
第2章 女川町の実態

1 人口・世帯数の推移(女川町地域福祉計画(第2次)より転載)

(1)人口・世帯数の推移

女川町の人口の推移をみると、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて、大幅に減少し、平成27年以降は7,000人以下となっており、令和元年は6,418人となっています。世帯数は平成27年まで減少し、その後は3,100世帯台で推移し、令和元年は3,130世帯となっています。

図表1-2-1 人口・世帯数の推移(各年9月末現在)

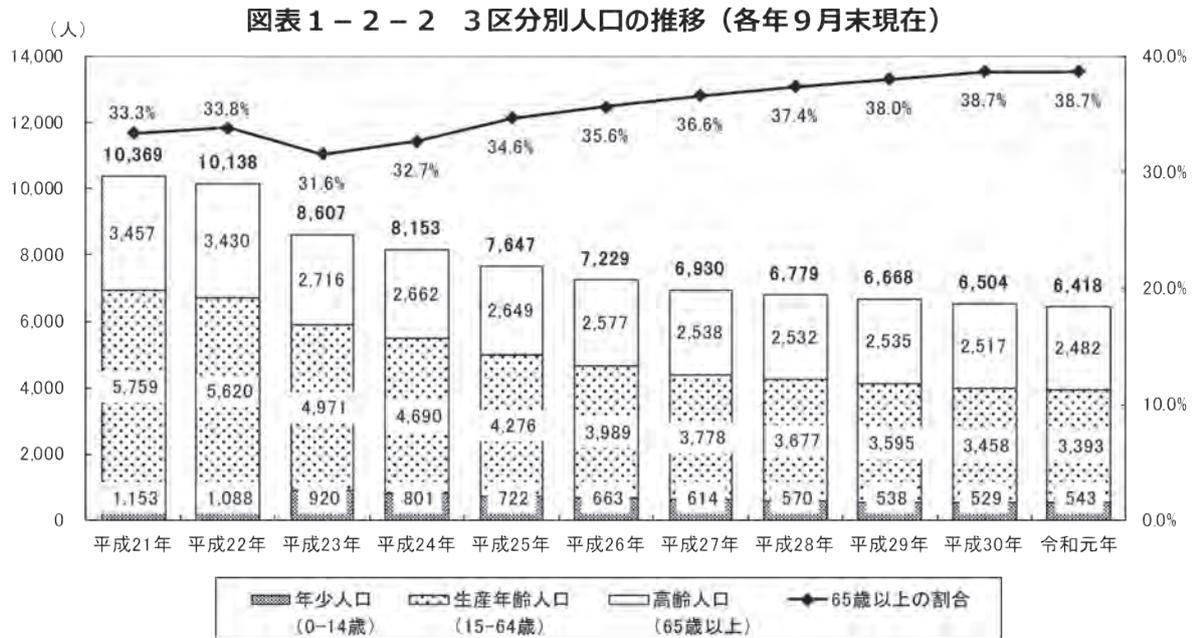


資料：女川町住民基本台帳

※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(2)年齢3区分別人口の推移

女川町の年齢3区分別人口は、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳人口)が減少傾向です。高齢人口(65歳以上)は平成27年まで減少傾向でしたが、その後は2,500人程度で推移しています。しかし、全人口が減っているため、高齢人口(65歳以上)の占める割合は高くなっており、令和元年は38.7%となっています。



資料：女川町住民基本台帳

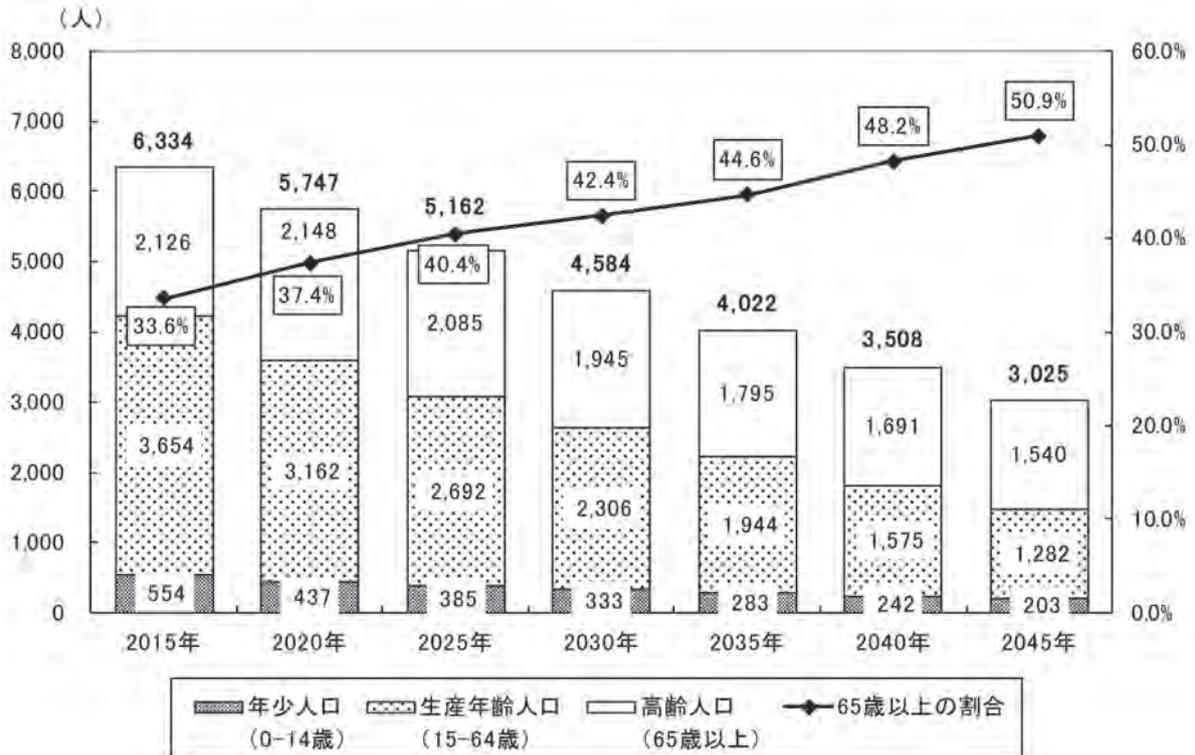
※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(3)人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、町の人口は今後も減少し、2030年には4,584人、2040年には3,508人になると予測されています。

3区分別にみると、どの区分も2020年以降は減少すると予測されていますが、全人口に占める高齢人口の割合は高くなり、2025年に40%、2045年に50%を超えると予測されています。

図表1-2-3 3区分別の人口推計（各年10月1日現在）



※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(4)行政区別人口(年齢3区分別人口)

行政区別人口は、旭が丘が677人で最も多く、浦宿二が607人で続いています。3区分別人口をみると、0～14歳人口の割合は、飯子浜が21.4%で最も高くなっています。65歳以上人口の割合は、黄金が83.3%で最も高く、江島が81.3%、寺間が77.8%で続いています。

図表1-2-4 女川町行政区別人口(年齢3区分別人口) (令和元年9月末現在)

行政区	(人)				(%)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1 大沢	9	72	70	151	6.0	47.7	46.4
2 浦宿一	35	261	136	432	8.1	60.4	31.5
3 浦宿二	29	353	225	607	4.8	58.2	37.1
4 浦宿三	26	97	57	180	14.4	53.9	31.7
5 針浜	7	60	54	121	5.8	49.6	44.6
6 旭が丘	50	366	261	677	7.4	54.1	38.6
7 上一	0	3	5	8	0.0	37.5	62.5
8 上二	1	4	9	14	7.1	28.6	64.3
9 上三	38	173	118	329	11.6	52.6	35.9
10 上四	33	234	132	399	8.3	58.6	33.1
11 上五	44	181	121	346	12.7	52.3	35.0
12 西一	2	4	8	14	14.3	28.6	57.1
13 西二	-	-	-	-	-	-	-
14 黄金	0	2	10	12	0.0	16.7	83.3
15 南	1	7	6	14	7.1	50.0	42.9
16 小乗	0	18	28	46	0.0	39.1	60.9
17 高白	3	15	19	37	8.1	40.5	51.4
18 横浦	10	22	19	51	19.6	43.1	37.3
19 大石原	0	4	7	11	0.0	36.4	63.6
20 野々浜	2	12	7	21	9.5	57.1	33.3
21 飯子浜	15	37	18	70	21.4	52.9	25.7
22 塚浜	2	23	14	39	5.1	59.0	35.9
23 小屋取	3	25	21	49	6.1	51.0	42.9
24 女川一	0	3	7	10	0.0	30.0	70.0
25 女川二	1	4	7	12	8.3	33.3	58.3
26 大原一	-	-	-	-	-	-	-
27 大原二	0	4	4	8	0.0	50.0	50.0
28 大原三	0	7	5	12	0.0	58.3	41.7
29 大原四	0	1	3	4	0.0	25.0	75.0
30 清水一	0	1	3	4	0.0	25.0	75.0
31 清水二	0	1	2	3	0.0	33.3	66.7
32 清水三	0	8	7	15	0.0	53.3	46.7
33 宮ヶ崎	35	258	100	393	8.9	65.6	25.4
34 石浜東	0	1	2	3	0.0	33.3	66.7
35 石浜西	0	4	1	5	0.0	80.0	20.0
36 桐ヶ崎	1	17	27	45	2.2	37.8	60.0
37 竹浦	7	49	41	97	7.2	50.5	42.3
38 尾浦	17	60	53	130	13.1	46.2	40.8
39 御前浜	1	14	15	30	3.3	46.7	50.0
40 指ヶ浜	4	37	11	52	7.7	71.2	21.2
41 出島	0	20	40	60	0.0	33.3	66.7
42 寺間	0	12	42	54	0.0	22.2	77.8
43 江島	0	9	39	48	0.0	18.8	81.3
44 大原北	20	131	183	334	6.0	39.2	54.8
45 女川南	27	129	75	231	11.7	55.8	32.5
46 大原南	52	255	184	491	10.6	51.9	37.5
47 石浜	5	55	47	107	4.7	51.4	43.9
48 西	42	168	128	338	12.4	49.7	37.9
49 女川北	11	73	54	138	8.0	52.9	39.1
50 清水	10	99	57	166	6.0	59.6	34.3
合計	543	3,393	2,482	6,418	8.5	52.9	38.7

出典:女川町住民基本台帳

(5)行政区別人口・世帯の推移

行政区別の人口は、震災前の平成23年2月から令和元年9月の増減率をみると、既存の行政区から新たな行政区への移動もあり、10%を下回っている行政区があります。震災前より人口が増えているのは、浦宿二・三、上三・四、宮ヶ崎のみとなっています。

また、平成26年から大原北、平成29年には女川南、大原南、石浜、平成30年には西、女川北、清水と新たな行政区ができています。

図表1-2-5 女川町行政区別人口の推移

行政区	平成23年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	震災前からの世帯増減率	1年前からの世帯増減率
	2月末	9月末	R1.9/H23.2	R1.9/H30.9								
1 大沢	188	188	182	184	175	171	165	161	147	151	80.3%	102.7%
2 浦宿一	519	528	539	507	522	513	508	485	462	432	83.2%	93.5%
3 浦宿二	577	587	628	628	651	640	656	621	621	607	105.2%	97.7%
4 浦宿三	164	154	150	146	143	157	179	190	189	180	109.8%	95.2%
5 針浜	135	141	132	124	141	141	134	127	122	121	89.6%	99.2%
6 旭が丘	682	708	708	712	708	702	705	703	686	677	99.3%	98.7%
7 上一	179	141	122	114	94	58	46	25	11	8	4.5%	72.7%
8 上二	198	152	132	111	91	82	59	76	75	14	7.1%	18.7%
9 上三	234	220	192	177	158	177	226	241	219	329	140.6%	150.2%
10 上四	338	278	257	252	248	324	327	310	387	399	118.0%	103.1%
11 上五	452	388	380	377	383	373	357	406	410	346	76.5%	84.4%
12 西一	217	174	160	144	109	96	78	59	18	14	6.5%	77.8%
13 西二	172	170	167	149	149	152	147	196	0	0	0.0%	—
14 黄金	153	111	98	95	58	42	39	23	19	12	7.8%	63.2%
15 南	146	110	95	83	70	57	45	28	15	14	9.6%	93.3%
16 小乗	195	165	144	130	103	90	86	77	56	46	23.6%	82.1%
17 高白	78	71	67	65	53	48	44	41	40	37	47.4%	92.5%
18 横浦	114	86	77	74	65	59	55	55	49	51	44.7%	104.1%
19 大石原	23	22	22	20	14	16	16	16	13	11	47.8%	84.6%
20 野々浜	67	59	59	54	43	35	30	26	20	21	31.3%	105.0%
21 飯子浜	104	97	86	83	77	70	65	65	76	70	67.3%	92.1%
22 塚浜	169	144	129	123	87	73	65	51	37	39	23.1%	105.4%
23 小屋取	70	66	73	68	66	57	57	52	56	49	70.0%	87.5%
24 女川一	241	188	173	149	106	95	101	25	11	10	4.1%	90.9%
25 女川二	276	218	203	166	131	115	99	53	14	12	4.3%	85.7%
26 大原一	280	170	132	108	72	68	59	113	6	0	0.0%	0.0%
27 大原二	350	284	280	268	182	207	296	128	28	8	2.3%	28.6%
28 大原三	175	142	125	108	92	74	70	35	18	12	6.9%	66.7%
29 大原四	176	126	107	98	71	51	40	14	4	4	2.3%	100.0%
30 清水一	309	221	184	170	141	110	85	80	12	4	1.3%	33.3%
31 清水二	499	387	355	316	260	225	186	122	20	3	0.6%	15.0%
32 清水三	343	294	299	278	252	237	209	107	36	15	4.4%	41.7%
33 宮ヶ崎	387	322	312	308	288	283	288	266	382	393	101.6%	102.9%
34 石浜東	234	179	171	149	109	94	100	20	7	3	1.3%	42.9%
35 石浜西	216	180	168	149	87	79	53	38	19	5	2.3%	26.3%
36 桐ヶ崎	74	66	67	57	52	48	53	49	48	45	60.8%	93.8%
37 竹浦	188	149	143	135	119	100	100	108	101	97	51.6%	96.0%
38 尾浦	238	201	190	174	170	157	146	142	129	130	54.6%	100.8%
39 御前浜	160	108	94	83	76	74	67	42	30	30	18.8%	100.0%
40 指ヶ浜	103	76	66	62	58	58	56	53	51	52	50.5%	102.0%
41 出島	242	217	202	192	146	132	120	79	69	60	24.8%	87.0%
42 寺間	257	228	204	181	139	130	113	77	59	54	21.0%	91.5%
43 江島	94	91	79	76	64	62	58	53	51	48	51.1%	94.1%
44 大原北	—	—	—	—	406	398	391	367	354	334	—	94.4%
45 女川南	—	—	—	—	—	—	—	193	231	231	—	100.0%
46 大原南	—	—	—	—	—	—	—	382	412	491	—	119.2%
47 石浜	—	—	—	—	—	—	—	88	87	107	—	123.0%
48 西	—	—	—	—	—	—	—	—	323	338	—	104.6%
49 女川北	—	—	—	—	—	—	—	—	126	138	—	109.5%
50 清水	—	—	—	—	—	—	—	—	148	166	—	112.2%
合計	10,016	8,607	8,153	7,647	7,229	6,930	6,779	6,668	6,504	6,418	64.1%	98.7%

出典：女川町人口世帯集計表(女川町ホームページ)

行政区別の世帯数は、震災前の平成23年2月から令和元年9月の増減率をみると、人口と同じく既存の行政区から新たな行政区への移動があったことが予測されますが、浦宿一・二・三、針浜、旭が丘、上三・四、宮ヶ崎は震災前より世帯数が多くなっています。

図表1-2-6 女川町行政区別世帯数の推移

行政区	平成23年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	震災前からの世帯増減率	1年前からの世帯増減率
	2月末	9月末	R1.9/H23.2	R1.9/H30.9								
1 大沢	68	68	67	69	67	66	69	69	66	68	100.0%	103.0%
2 浦宿一	189	192	232	220	240	251	247	239	231	216	114.3%	93.5%
3 浦宿二	272	288	332	336	347	348	365	352	358	365	134.2%	102.0%
4 浦宿三	73	68	66	64	68	77	84	92	93	91	124.7%	97.8%
5 針浜	45	47	47	48	52	52	50	52	51	54	120.0%	105.9%
6 旭が丘	237	245	255	262	266	271	280	287	279	284	119.8%	101.8%
7 上一	76	62	56	55	46	33	27	17	8	6	7.9%	75.0%
8 上二	90	70	63	59	47	43	35	39	35	7	7.8%	20.0%
9 上三	103	94	81	75	69	75	98	106	100	143	138.8%	143.0%
10 上四	120	105	100	97	95	141	143	137	178	188	156.7%	105.6%
11 上五	170	156	157	153	152	150	144	164	172	158	92.9%	91.9%
12 西一	90	76	73	66	52	46	39	32	11	8	8.9%	72.7%
13 西二	71	72	73	69	67	69	69	92	0	0	0.0%	—
14 黄金	58	46	45	44	30	23	22	16	12	9	15.5%	75.0%
15 南	56	43	38	34	30	22	18	11	5	4	7.1%	80.0%
16 小乗	74	66	60	53	45	42	39	36	26	23	31.1%	88.5%
17 高白	28	27	27	27	23	22	19	16	16	15	53.6%	93.8%
18 横浦	35	32	31	31	28	26	22	25	19	17	48.6%	89.5%
19 大石原	7	9	9	10	9	8	8	8	6	5	71.4%	83.3%
20 野々浜	27	26	26	25	21	16	14	12	9	9	33.3%	100.0%
21 飯子浜	28	30	29	29	27	26	22	22	24	23	82.1%	95.8%
22 塚浜	55	51	49	47	35	29	26	15	11	12	21.8%	109.1%
23 小屋取	31	30	38	39	38	31	31	28	32	29	93.5%	90.6%
24 女川一	95	81	75	69	50	44	46	14	7	7	7.4%	100.0%
25 女川二	101	91	88	74	63	57	49	30	11	9	8.9%	81.8%
26 大原一	104	66	52	43	31	29	25	62	2	0	0.0%	0.0%
27 大原二	128	114	119	116	89	101	140	70	19	7	5.5%	36.8%
28 大原三	69	63	60	54	45	38	36	19	9	7	10.1%	77.8%
29 大原四	72	53	46	42	34	24	21	9	4	4	5.6%	100.0%
30 清水一	110	88	79	72	58	48	39	37	6	4	3.6%	66.7%
31 清水二	190	160	145	136	104	92	82	48	9	3	1.6%	33.3%
32 清水三	118	107	108	114	107	103	101	61	23	7	5.9%	30.4%
33 宮ヶ崎	158	124	125	140	139	136	152	153	204	218	138.0%	106.9%
34 石浜東	95	78	75	68	51	45	51	12	5	2	2.1%	40.0%
35 石浜西	92	82	80	73	44	42	29	24	11	4	4.3%	36.4%
36 桐ヶ崎	28	26	27	24	22	20	20	19	18	17	60.7%	94.4%
37 竹浦	68	57	58	56	50	43	43	44	40	39	57.4%	97.5%
38 尾浦	75	67	64	61	60	55	52	49	46	46	61.3%	100.0%
39 御前浜	63	47	44	40	39	38	36	24	17	17	27.0%	100.0%
40 指ヶ浜	32	26	23	22	21	21	21	17	17	17	53.1%	100.0%
41 出島	103	87	86	85	75	70	68	49	42	38	36.9%	90.5%
42 寺間	93	89	83	78	66	64	62	47	36	34	36.6%	94.4%
43 江島	55	54	45	44	36	36	34	32	33	31	56.4%	93.9%
44 大原北	—	—	—	—	199	198	197	193	191	185	—	96.9%
45 女川南	—	—	—	—	—	—	—	76	88	90	—	102.3%
46 大原南	—	—	—	—	—	—	—	176	191	220	—	115.2%
47 石浜	—	—	—	—	—	—	—	50	50	65	—	130.0%
48 西	—	—	—	—	—	—	—	—	160	167	—	104.4%
49 女川北	—	—	—	—	—	—	—	—	75	85	—	113.3%
50 清水	—	—	—	—	—	—	—	—	62	73	—	117.7%
合計	3,852	3,463	3,436	3,323	3,237	3,171	3,175	3,182	3,118	3,130	81.3%	100.4%

出典：女川町人口世帯集計表(女川町ホームページ)

(6)世帯構成

国勢調査の結果から、東日本大震災の影響もあり世帯数は平成22年から27年にかけて大幅に減少しており、平成27年は2,818世帯となっています。

平成27年の世帯構成をみると、単独世帯が1,257世帯であり、全体に占める割合は44.6%となっています。

図表1-2-7 世帯構成の推移（各年10月1日現在）

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
合計	4,284	100.0%	3,937	100.0%	3,937	100.0%	2,818	100.0%
親族世帯	3,115	72.7%	2,915	74.0%	2,690	68.3%	1,547	54.9%
核家族世帯	2,109	49.2%	2,010	51.1%	1,918	48.7%	1,243	44.1%
夫婦のみの世帯	904	21.1%	892	22.7%	830	21.1%	538	19.1%
夫婦と子どもの世帯	884	20.6%	773	19.6%	737	18.7%	461	16.4%
男親と子どもの世帯	38	0.9%	45	1.1%	46	1.2%	45	1.6%
女親と子どもの世帯	283	6.6%	300	7.6%	305	7.7%	199	7.1%
その他の親族世帯	1,006	23.5%	905	23.0%	772	19.6%	304	10.8%
夫婦と親の世帯	218	5.1%	205	5.2%	195	5.0%	70	2.5%
夫婦、子どもと親の世帯	623	14.5%	521	13.2%	415	10.5%	120	4.3%
その他	165	3.9%	179	4.5%	162	4.1%	114	4.0%
非親族世帯	6	0.1%	5	0.1%	12	0.3%	14	0.5%
単独世帯	1,163	27.1%	1,017	25.8%	1,231	31.3%	1,257	44.6%

資料：国勢調査

(7)高齢者世帯

国勢調査の結果から、平成22年から27年にかけての一般世帯全体の大幅な減少に伴い、65歳以上の世帯員がいる世帯も減少しています。平成27年の65歳以上の世帯員がいる世帯は1,363世帯であり、全世帯の48.4%を占めています。

また、平成27年の65歳以上の単身世帯は373世帯であり、全世帯に占める割合は上昇傾向で13.2%を占めています。

夫婦とも65歳以上の世帯は340世帯であり、全世帯の12.1%を占めています。

図表1-2-8 高齢者世帯数の推移（各年10月1日現在）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,284世帯	3,937世帯	3,937世帯	2,818世帯
65歳以上世帯員がいる世帯 （対全世帯数比）	2,039世帯 47.6%	2,189世帯 55.6%	2,226世帯 56.5%	1,363世帯 48.4%
65歳以上の単身世帯 （対全世帯数比）	346世帯 8.1%	431世帯 10.9%	472世帯 12.0%	373世帯 13.2%
夫婦とも65歳以上の世帯 （対全世帯数比）	355世帯 8.3%	424世帯 10.8%	496世帯 12.6%	340世帯 12.1%

資料：国勢調査

2 福祉を取り巻く現状(女川町地域福祉計画(第2次)より転載)

(1)地区別高齢者状況

地区別の高齢者人口は、旭が丘、浦宿二でそれぞれ200人を超えています。地区人口にみる高齢化率では、小乗、大石原、桐ヶ崎、離島(出島・寺間・江島)で60%を超え高齢化率が高くなっています。

図表1-2-9 地区別高齢者の状況(各年9月末現在)

	行政区	地区人口(人)	地区別 高齢者人口 (人)	地区別高齢化率 (%)	備考
1	大 沢	151	70	46.35	
2	浦宿一	432	136	31.48	町営住宅(20戸) 認知症グループホームのどか(18世帯)
3	浦宿二	607	225	37.06	特養おながわ(50人)
4	浦宿三	180	57	31.66	町営住宅(95戸)
5	針 浜	121	54	44.62	
6	旭が丘	677	259	38.25	
7	上 三	329	118	35.86	戸建災害公営住宅(23戸)
8	上 四	399	132	33.08	集合型災害公営住宅(60戸)
9	上 五	346	121	34.97	集合型災害公営住宅(18戸) 戸建災害公営住宅(16戸)
10	西	338	128	37.86	集合型災害公営住宅52戸 戸建災害公営住宅(30戸)
11	小 乗	46	28	60.86	災害公営住宅(11戸)
12	高 白	37	19	51.35	災害公営住宅(10戸)
13	横 浦	51	19	37.25	災害公営住宅(7戸)
14	大石原	11	7	63.63	災害公営住宅(1戸)
15	野々浜	21	7	33.33	災害公営住宅(5戸)
16	飯子浜	70	18	25.71	災害公営住宅(1戸)
17	塚 浜	39	14	35.89	災害公営住宅(2戸)
18	小屋取	49	21	42.85	災害公営住宅(1戸)
19	女川北	138	54	39.13	集合型災害公営住宅(86戸)
20	女川南	231	75	32.46	
21	大原北	334	183	54.79	集合型災害公営住宅(200戸)
22	大原南	491	184	37.47	集合型災害公営住宅(145戸)
23	清 水	166	57	34.33	災害公営住宅(19戸)
24	宮ヶ崎	393	100	25.44	災害公営住宅(70戸)
25	石 浜	107	47	43.92	災害公営住宅(18戸)
26	桐ヶ崎	45	27	60.00	災害公営住宅(11戸)
27	竹 浦	97	41	42.26	災害公営住宅(10戸)
28	尾 浦	130	53	40.76	災害公営住宅(25戸)
29	御前浜	30	15	50.00	災害公営住宅(7戸)
30	指ヶ浜	52	11	21.15	災害公営住宅(7戸)
31	出 島	60	40	66.66	災害公営住宅(24戸)
32	寺 間	54	42	77.77	災害公営住宅(6戸)
33	江 島	48	39	81.25	
	(旧行政区)	138	81		
	合 計	6,418	2,482	38.67	女川町全体

(2)要介護認定者

要介護認定者数は、震災後の平成23年に462人に減少していますが、平成24年以降は500人を上回っています。

要介護度別にみると、平成30年は要支援2、要介護1の割合が高く、それぞれ20%を超えています。

また、平成30年は要支援・要介護別にみると、要支援者が187人で34.6%、要介護者が354人で65.4%となっています。

図表1-2-10 要介護認定者数の推移（各年9月末現在）

■認定者数

(人)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
要支援1	79	63	69	76	59	44	70	84	78
要支援2	83	66	85	97	106	105	104	94	109
要介護1	85	76	86	92	84	92	94	109	113
要介護2	83	71	77	86	96	107	98	78	81
要介護3	74	62	77	72	59	56	60	62	58
要介護4	70	64	71	76	72	73	68	70	68
要介護5	66	60	47	36	46	33	37	42	34
要支援計	162	129	154	173	165	149	174	178	187
要介護計	378	333	358	362	357	361	357	361	354
全 体	540	462	512	353	522	510	531	539	541

■割合

(%)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
要支援1	14.6	13.6	13.5	14.2	11.3	8.6	13.2	15.6	14.4
要支援2	15.4	14.3	16.6	18.1	20.3	20.6	19.6	17.4	20.1
要介護1	15.7	16.5	16.8	17.2	16.1	18.0	17.7	20.2	20.9
要介護2	15.4	15.4	15.0	16.1	18.4	21.0	18.5	14.5	15.0
要介護3	13.7	13.4	15.0	13.5	11.3	11.0	11.3	11.5	10.7
要介護4	13.0	13.9	13.9	14.2	13.8	14.3	12.8	13.0	12.6
要介護5	12.2	13.0	9.2	6.7	8.8	6.5	7.0	7.8	6.3
要支援計	30.3	27.9	30.1	32.3	31.6	29.2	32.8	33.0	34.6
要介護計	70.0	72.1	69.9	67.7	68.4	70.8	67.2	67.0	65.4
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」

(3)障害のある人

身体障害者手帳の交付者数は、平成23年度から減少傾向にあり、平成30年度は293人となっています。

療育手帳の交付者数は、平成28年度から平成30年度にかけて43～44人で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成29年度の38人から増加し、平成30年度は47人となっています。

図表1-2-11 障害者手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
身体障害者手帳 交付者	387	435	379	354	352	323	332	303	293
療育手帳交付者	52	58	55	53	51	46	44	43	44
精神障害者保健 福祉手帳交付者数	27	27	28	33	32	36	36	38	47

資料：女川町

(4)生活保護世帯

生活保護世帯数・人数は、東日本大震災により保護者の死亡転出、義援金等が入ったため、平成23年以降人数は減少しましたが、平成25年以降は増加傾向にあり、令和元年は生活保護世帯数が51世帯、人数は61人となっています。

図表1-2-12 生活保護世帯の推移(各年4月1日現在)

(世帯、人)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
世帯数	65	36	22	28	31	35	34	43	50	51
人数	93	49	28	24	36	40	40	50	60	61

資料：女川町

(5)成年後見制度利用件数

成年後見制度の町長申し立て件数は、町長申し立てを行うようになった平成19年度から令和元年度9月末現在までで、延23件(高齢者が延16件、障害者が延7件)で、現在の実件数の内訳は後見が5件、保佐が4件、補助が2件となっています。年齢別にみると、80歳以上が6件を占めています。後見人は司法書士が5件、社会福祉士が4件、社会福祉法人が2件となっています。

図表1-2-13 成年後見制度町長申立件数（平成19年度から令和元年度9月末まで）

(件)

	後見	保佐	補助	計
申立延べ人数	17	4	2	23
令和元年9月末の人数	5(0)	4(4)	2(1)	11(5)

※ () は障害者の方

図表1-2-14 成年後見制度町長申立の年齢別内訳（令和元年度9月末）

(件)

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
後見	0	0	0	0	0	0	5	5
保佐	1	0	0	2	1	0	0	4
補助	0	0	1	0	0	0	1	2

図表1-2-15 成年後見制度の後見人の内訳（令和元年度9月末）

(件)

	司法書士	社会福祉士	社会福祉法人	計
後見	3	2	0	5
保佐	2	1	1	4
補助	0	1	1	2

(6)災害時要援護者

災害時等において、家族等の支援が困難であり、自力で避難行動が難しい何らかの助けを必要とすると想定される要援護者名簿を、健康福祉課が有する情報から名簿作成を行っています。

なお、平成31年4月1日現在では、延べ1,299人となっており、町民の約5人に1人にあたります。

※女川町避難行動要援護者の定義

【支援対象範囲】

○生活の基盤が自宅にある方で、以下の要件に該当する方

- ①75歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ②要介護1から要介護5を受けている方
- ③身体障害者手帳1から6級所持者のうち、聴覚障害・知覚障害又は肢体不自由であり、下肢、体幹障害者
- ④療育手帳AまたはBを所持する知的障害者
- ⑤精神保健福祉手帳1から3級所持者
- ⑥その他支援が必要な者(妊婦・乳幼児・難病・その他)

図表1-2-16 災害時要援護者（平成31年4月1日現在）

(人)

		人数
75歳以上のみ世帯	ひとり暮らし	308
	高齢者のみ世帯	338
要介護認定者	要介護1～5	182
障害者手帳所持者	身体障害者手帳	91
	療育手帳	32
	精神障害者保健福祉手帳	43
妊婦		20
乳幼児		249
難病患者		36

第3章

第4次女川町地域福祉 活動計画のふりかえり

1 第4次女川町地域福祉活動計画評価の観点

第5次女川町地域福祉活動計画策定においては、2つの観点から策定を進めてきました。

1つ目が、「第4次女川町地域福祉活動計画」の評価を行い、第5次女川町地域福祉活動計画に反映させること。

2つ目は、第4次女川町地域福祉活動計画期間の地域の変化や地域づくり会議や町民アンケート調査の住民の声、そして今の地域の状況を踏まえ反映させること。

この両方を盛り込み・精査し、計画策定を進めてきました。

それら、第4次女川町地域福祉活動計画をPDCAにより評価した結果、地域の変化や町民アンケート調査結果などは次のとおりです。

2 第4次女川町地域福祉活動計画をふりかえって (PDCAによる評価)

「第4次女川町地域福祉活動計画」では、住民一人ひとりの幸せの実現に向けた取組みの大きな柱として、次の3つの基本目標を掲げています。

基本目標1 「住民同士のつながりを深めます」

基本目標2 「地域の福祉力を高めます」

基本目標3 「地域での安心できる暮らしを支えます」

基本目標にそれらの取組みについて評価を行い、第5次女川町地域福祉活動計画につなげることにしました。

計画の評価は、PDCAサイクルを用いて行いましたが、ここでは基本目標ごとの取組内容と成果・改善点としてまとめています。



基本目標 1 住民同士のつながりを深めます

震災で、町が壊滅状態となった本町では、新たなコミュニティ形成が求められ、つながりの再構築が求められました。そのような状況下で、本会では住民同士の集える場づくりを行政と連携しながら進めるとともに、既存の地域においては新たな住民の受け入れ態勢を地域と一緒につくってきました。

【主な取組み】

- ▷住民交流の場の提供
- ▷自治組織の立ち上げ支援
- ▷生きがいづくりの場の提供
- ▷福祉関係団体への支援
- ▷地域コミュニティの活性化と支援



【主な成果】

- お茶会などが発足し、今も交流の場となっている。
- 自主的に他地区とつながり、色々な交流を行っている。
- 男性については、ボランティア活動や趣味活動など役割を担ってもらうことでのつながりの場が増えてきている。
- 地域のなかに担い手が増えてきたことで自主活動が増えてきた。(サークル活動、イベント、見守り活動など)

【改善点】

- ☆様々な活動の継続と提供型の活動から自主的な活動へ拡大できるような支援をする。
- ☆住民が多種多様な生きがいを見つけ、意欲的な生活ができるように企業やNPOなどと協働する。
- ☆住民と共に、よりよい地域づくりのため地域の実態把握ができる環境づくり。

基本目標2「地域の福祉力を高めます」

復興が進むなか、新たなコミュニティが誕生し、住民の生活基盤を作り上げていくなかで、誰にとっても住みやすい地域を目指すために、個人が抱える課題を地域の課題として捉え解決していくという基盤づくりや、一人ひとりが生きがいを持ちながら豊かな生活が送られるよう住民と共に地域の福祉力の強化に努めてきました。

【主な取り組み】

- ▷福祉教育の推進
- ▷人材育成
- ▷地区座談会の実施
- ▷福祉フォーラム等の開催
- ▷福祉活動推進員の活動の推進
- ▷助成金制度の周知と活用の促進



【主な成果】

- 福祉教育の継続により、小学校から「福祉」に触れた児童・生徒が増えている。
- 役割付与などにより、地域の担い手が増えつつある。

【改善点】

- ☆発掘・育成した人材を活動先までつなげる。
- ☆多くの住民に関心を持っていただき、敷居が低く、参加しやすいフォーラムの開催を目指し、多様な福祉活動を知る機会となることが大事。



基本目標3「地域での安心できる暮らしを支えます」

住民が住み慣れた地域でいつもまでも安心した生活が送れるように、本会では相談窓口や情報提供の充実に加え、虐待などの権利侵害に対して地域住民への理解促進と関係機関との連携に努めてきました。また、本会で行っている法人後見についても、金銭管理や身上監護だけではなく、被後見人の自己実現につながるよう心掛け、支援を行ってきました。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ▷総合相談体制の充実 | ▷生活支援サービスの利用促進 |
| ▷民生委員児童委員との連携と支援 | ▷ボランティアや住民の助け合いによる生活支援の展開 |
| ▷広報活動の充実 | ▷生活困窮者世帯に対する自立支援 |
| ▷権利擁護への理解の促進 | ▷防災学習の推進 |
| ▷虐待の早期発見と関係機関との連携 | ▷災害ボランティアセンター運営体制の見直し |
| ▷法人後見の充実 | |



【主な成果】

- 相談窓口の周知はできており、支部長や福祉活動推進員など相談を受ける機会も増えてきている。
- 地域での見守り活動など、民生委員児童委員とシルバーリーダーなどが一緒に取り組んでいる。
- 生活困窮者世帯の支援については、様々なツールをその世帯状況に合わせて活用し、他機関と協働で支援を行えている。

【改善点】

- ☆地域住民のための相談対応ツールとして職員向けフローチャートの作成。
- ☆SNSなどあらゆる媒体を活用した情報発信のための検討。
- ☆町全体としての権利擁護事業に対応するための専門機関との関係づくり。
- ☆虐待予防に向け、分野に合わせた啓発：児童－児童福祉週間、高齢者－老人週間、障害者－障害者週間など
- ☆ボランティア活動の捉え方や活動のしやすさ等についての周知

3 町民アンケート調査(女川町地域福祉計画(第2次)より一部抜粋)

(1)調査概要

地区別の高齢者人口は、旭が丘、浦宿二でそれぞれ200人を超えています。地区人口にみる高齢化率では、小乗、大石原、桐ヶ崎、離島(出島・寺間・江島)で60%を超え高齢化率が高くなっています。

調 査 名	地域生活に関するアンケート調査
調 査 目 的	女川町地域福祉計画(第1次)の計画期間終了に伴う、「女川町地域福祉計画(第2次)」と「第5次女川町地域福祉活動計画」を策定するために実施したものである。 また、あわせて新たに策定する「女川町のちを守る取組推進計画(仮称)」(女川町自殺対策計画)の資料とする。
調 査 対 象	18歳以上の町民500人
調 査 方 法	郵送配布－郵送回収(督促礼状1回送付)
調 査 時 期	平成30年8月24日(金)～9月18日(火)
回収数(回収率)	227(45.4%)件
実 施 主 体	女川町・女川町社会福祉協議会

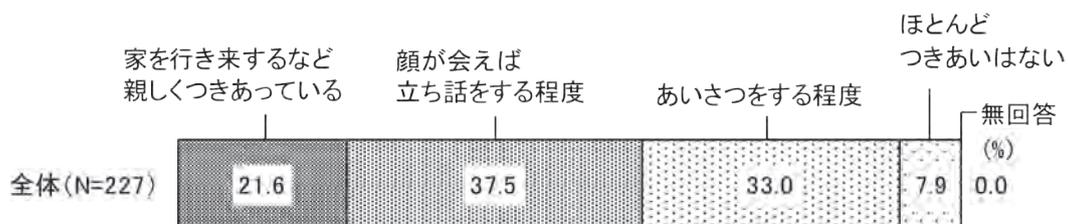
(2)調査結果

①普段の近所づきあいの程度

普段の近所づきあいの程度は、「家を行き来するなど親しくつきあっている(21.6%)」が2割強、「顔が会えば立ち話をする程度(37.5%)」と「あいさつをする程度(33.0%)」が3割台となっています。なお、「ほとんどつきあいはない」は7.9%のみです。

平成30年度調査を年代別にみると、年齢が低くなれば低くなるほど、近所づきあいが希薄になっています。

図表1-2-17 普段の近所づきあいの程度(全体)



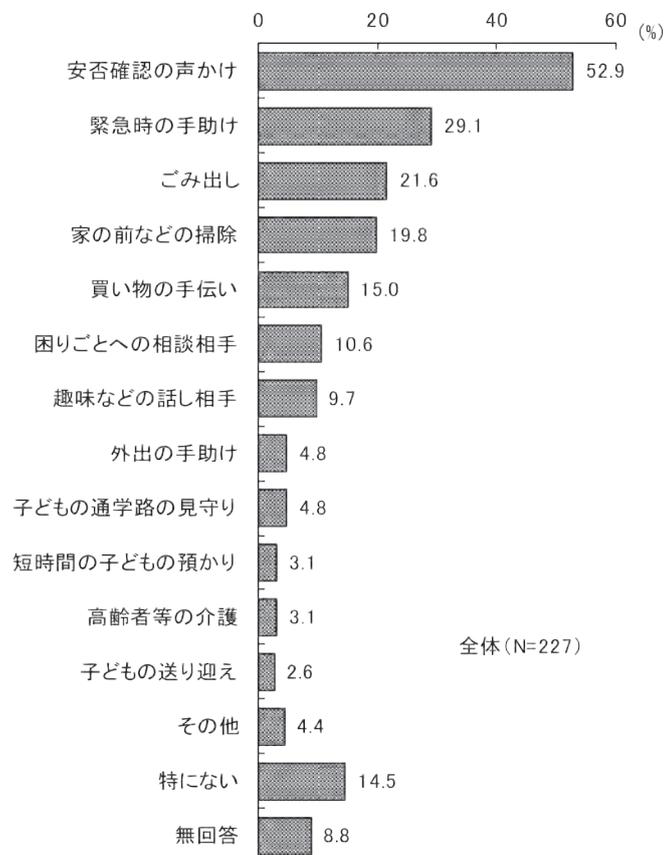
図表 1 - 2 - 18 普段の近所づきあいの程度（全体、年代別）

		(%)				
		る親家を 行くつき あすつて など	顔が 会う程 度はば 立ち話 を	あいさ つをす る程 度	なほ い と ん ど づ き あ い は	無 回 答
全体	(N=227)	21.6	37.5	33.0	7.9	0.0
年 代 別	18～29歳 (n= 22)	0.0	18.2	59.1	22.7	0.0
	30～49歳 (n= 44)	9.1	27.3	47.7	15.9	0.0
	50～64歳 (n= 54)	14.8	44.5	37.0	3.7	0.0
	65～74歳 (n= 57)	22.8	52.6	22.8	1.8	0.0
	75歳以上 (n= 50)	48.0	30.0	16.0	6.0	0.0

②隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできること

隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできることは、「安否確認の声かけ(52.9%)」が最も多く、「緊急時の手助け(29.1%)」、「ごみ出し(21.6%)」、「家の前などの掃除(19.8%)」、「買い物の手伝い(15.0%)」が続いています。

図表 1 - 2 - 19 隣近所で困っている家庭があった場合に手助けできること（全体）：複数回答

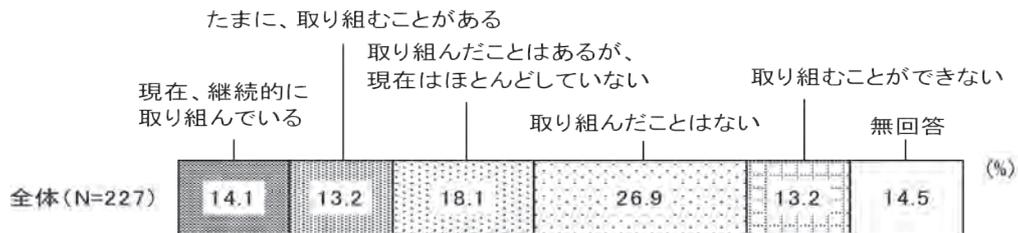


③ボランティア活動に取り組んだ経験

ボランティア活動に取り組んだ経験は、「現在、継続的に取り組んでいる(14.1%)」と「たまに、取り組むことがある(13.2%)」を合計した《現在取り組んでいる》は27.3%であり、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない(18.1%)」まで含めた《取り組んだことがある》は45.4%です。

年代別にみると、50～64歳、65～74歳の3割前後が《現在取り組んでいる》と回答しています。

図表 1 - 2 - 20 ボランティア活動に取り組んだ経験 (全体)



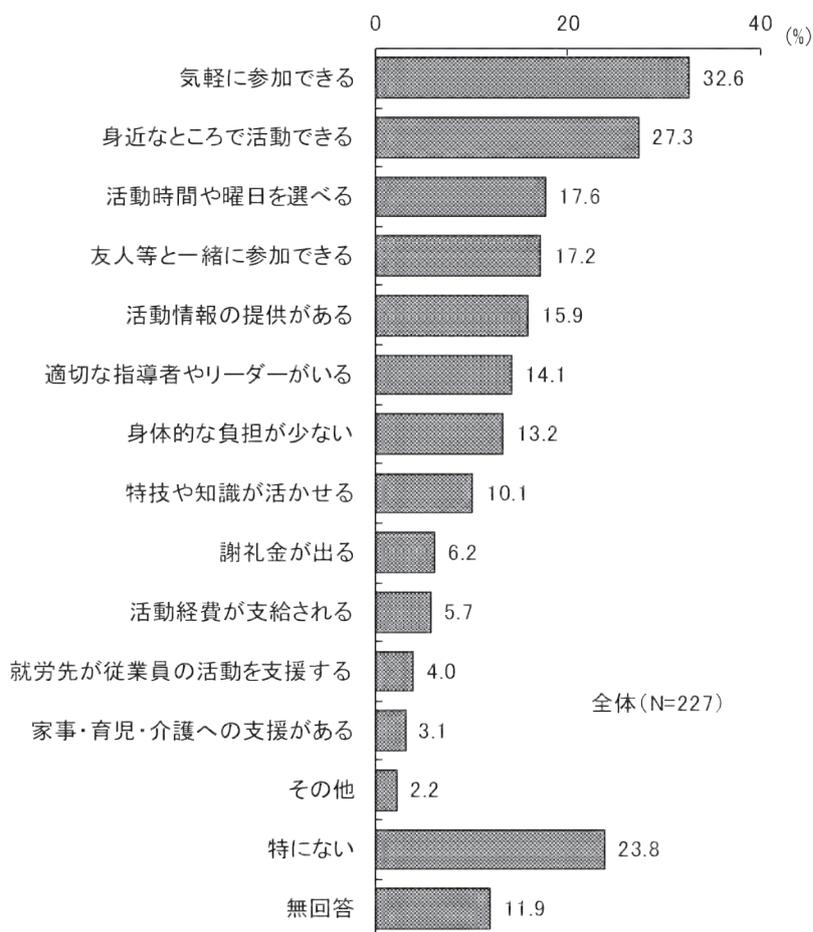
図表 1 - 2 - 21 ボランティア活動に取り組んだ経験 (全体、年代別)

		(%)					
		現在、継続的に取り組んでいる	たまに、取り組むことがある	取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない	取り組んだことはない	取り組むことができない	無回答
全体	(N=227)	14.1	13.2	18.1	26.9	13.2	14.5
年代別	18～29歳 (n= 22)	9.1	9.1	18.2	50.0	4.5	9.1
	30～49歳 (n= 44)	9.1	15.9	20.5	34.1	13.6	6.8
	50～64歳 (n= 54)	18.5	11.1	16.7	29.6	16.7	7.4
	65～74歳 (n= 57)	17.5	15.8	10.5	24.6	10.5	21.1
	75歳以上 (n= 50)	12.0	12.0	26.0	10.0	16.0	24.0

④ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる(32.6%)」が最も多く、「身近なところで活動できる(27.3%)」、「活動時間や曜日を選べる(17.6%)」、「友人等と一緒に参加できる(17.2%)」、「活動情報の提供がある(15.9%)」が続いています。

図表 1 - 2 - 22 ボランティア活動等に参加しやすい条件（全体）：複数回答



⑤住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性

住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性は、「必要だと思う(75.0%)」が7割台、「必要だと思わない(21.1%)」が2割強となっています。
年代別にみると、18～29歳、30～49歳で「わからない」の割合が高くなっています。

図表 1 - 2 - 23 住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性 (全体)



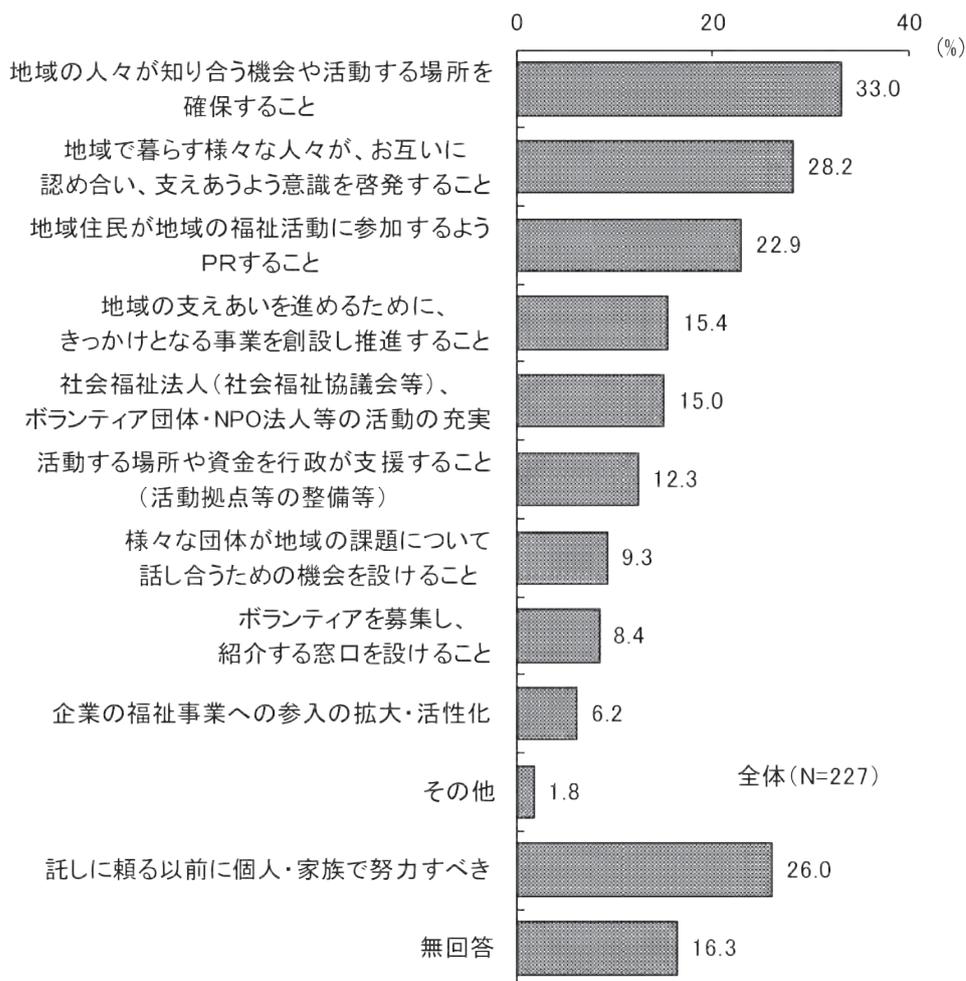
図表 1 - 2 - 24 住民相互の自主的な支えあい・助けあいの必要性 (全体、年代別)

		(%)			
		必要 だと思 う	必要 だと思 わない	わ か ら な い	無 回 答
全体	(N=227)	75.0	2.6	21.1	1.3
年 代 別	18～29歳 (n= 22)	59.1	0.0	40.9	0.0
	30～49歳 (n= 44)	70.4	2.3	27.3	0.0
	50～64歳 (n= 54)	81.5	3.7	14.8	0.0
	65～74歳 (n= 57)	77.2	3.5	17.5	1.8
	75歳以上 (n= 50)	76.0	2.0	18.0	4.0

⑥地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと

地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うことは、「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること(33.0%)」が最も多く、「地域で暮らす様々な人々が、お互いに認め合い、支えあうよう意識を啓発すること(28.2%)」、「地域住民が地域の福祉活動に参加するようPRすること(22.9%)」が続いています。なお、「福祉に頼る以前に、まず個人・家族で努力すべき」は26.0%となっています。

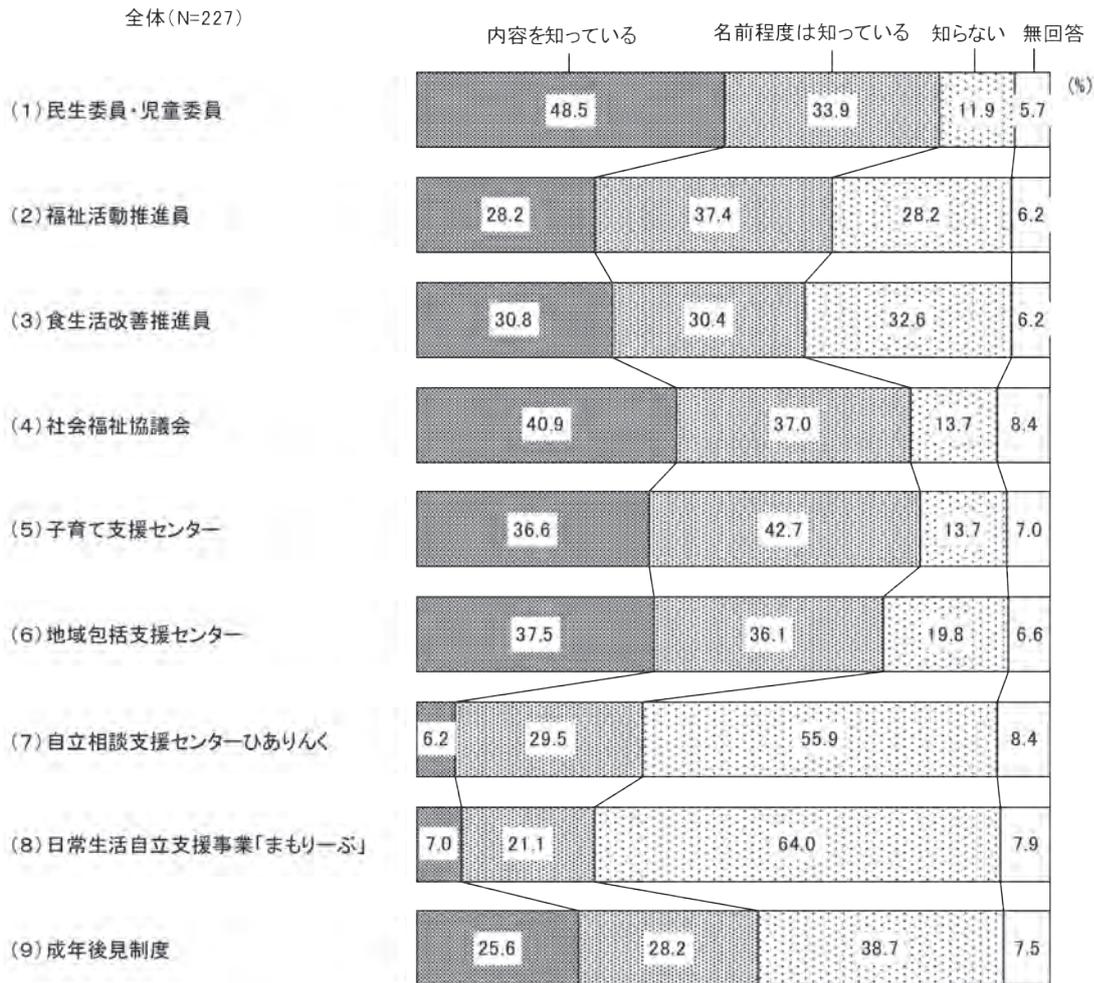
図表 1 - 2 - 25 地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと（全体）：複数回答（3つまで）



⑦地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度

地域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度について、「内容を知っている」と「名前程度は知っている」を合計した《知っている》の割合は、『民生委員・児童委員』、『社会福祉協議会』、『子育て支援センター』、『地域包括支援センター』で7割を超え、『福祉活動推進員』、『食生活改善推進員』で6割を超え、『成年後見制度』では5割を超えています。なお、『自立相談支援センターひありんく』では3割台、『日常生活自立支援事業「まもりーぶ」』では2割台にとどまっています。

図表1-2-26 域人材・施設・相談窓口・制度等の認知度（全体）

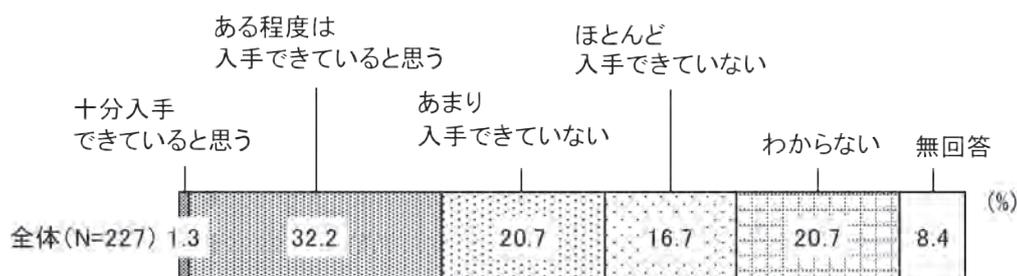


※「自立相談支援センターひありんく」は令和元年度より「宮城県北部自立相談支援センター」

⑧福祉サービスに関する情報の入手程度

福祉サービスに関する情報の入手程度は、「十分入手できていると思う」が1.3%にとどまり、「ある程度は入手できていると思う」が3割台となっています。「あまり入手できていない(20.7%)」と「ほとんど入手できていない(16.7%)」を合計すると3割台、「わからない(20.7%)」が2割程度となっています。

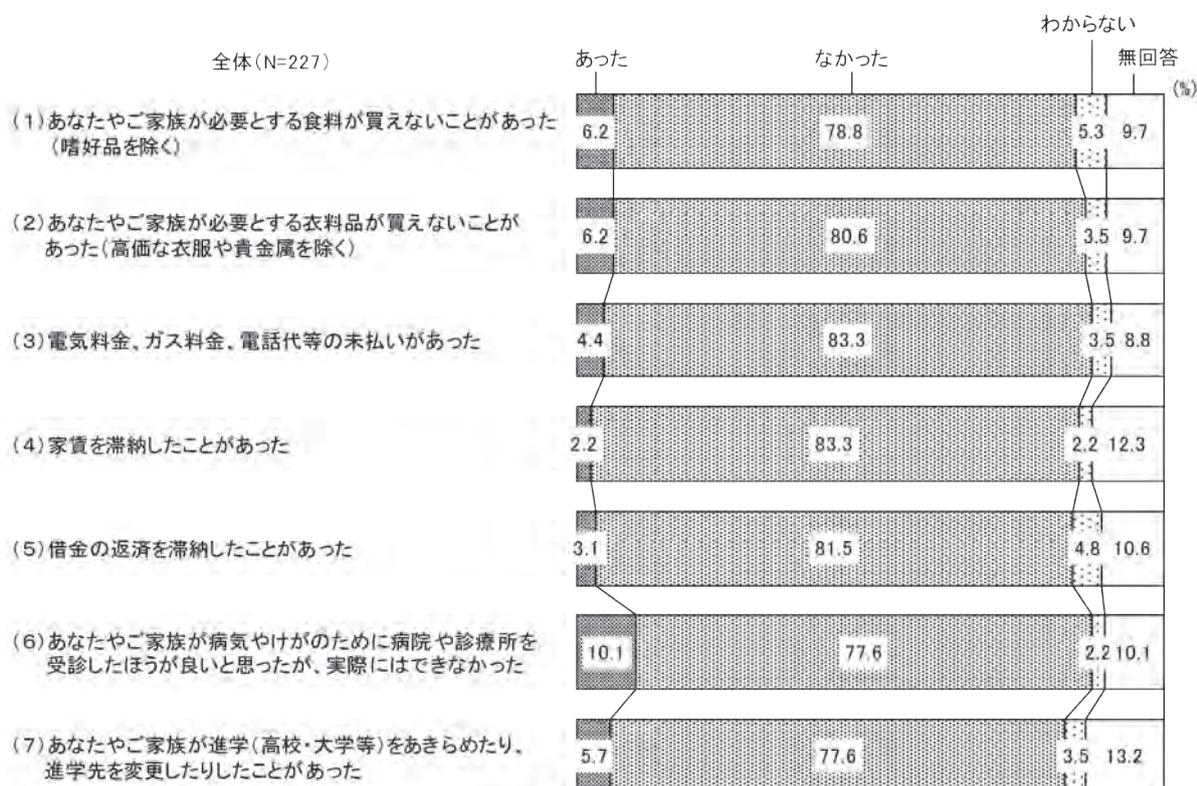
図表 1 - 2 - 27 福祉サービスに関する情報の入手程度（全体）



⑨経済的な理由で困ったことの有無

経済的な理由で困ったことの有無について、『病院や診療所を受診したほうが良いと思ったが、実際にはできなかった』で「あった」が1割を超えています。

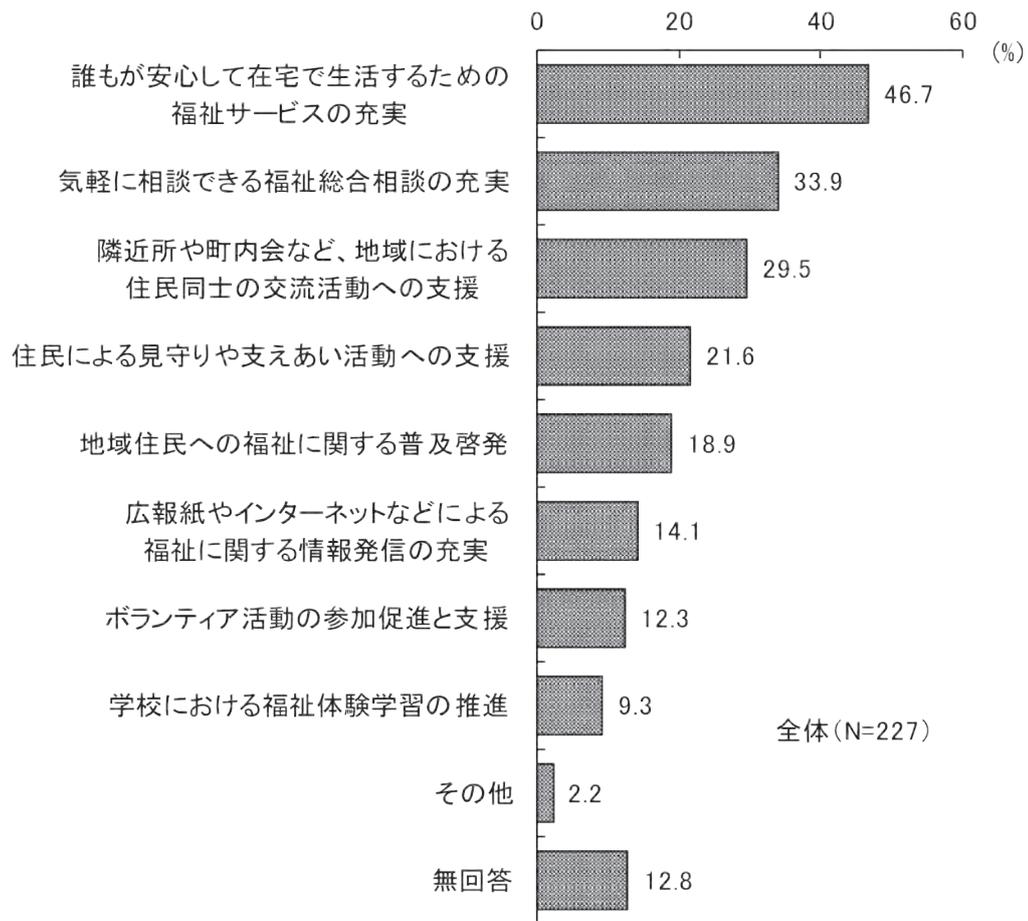
図表 1 - 2 - 28 経済的な理由で困ったことの有無（衣・食・住、病院受診、進学等）（全体）



⑩社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと

社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実(46.7%)」が最も多く、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実(33.9%)」、「隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援(29.5%)」、「住民による見守りや支えあい活動への支援(21.6%)」が続いている。

図表 1-2-29 社会福祉協議会の活動で特に力を入れたほうがよいこと（全体）：複数回答（3つまで）



4 地域づくり会議(地区座談会)の開催

平成28年度～平成30年度にかけて、全33行政区ごとに、地域づくり会議(地区座談会)を開催し、計342人の方にご参加いただきました。

地域づくり会議(地区座談会)では、地域での取り組みについて参加者同士が再確認したうえで、今後どう取り組んでいけば、もっと自分たちの住む地域が良くなるかを、グループで話し合いました。

各地区で出た主なご意見をご紹介します。

【地域でやっていること】

- ・ 区長と役員が協力し合っている。
- ・ 区長のリーダーシップがある。
- ・ 若い人が行事に協力的である。
- ・ 男性が参加しやすい行事がある。
- ・ 声をかけられれば手伝える人が多い。
- ・ 高齢者が元気である。
- ・ 住民にまとまりがある。
- ・ ご近所同士のつながりがある。
- ・ 子どもの親同士のつながりがある。
- ・ 何かあれば顔見知り同士で助けあえる。
- ・ 隣近所で声をかけ合っている。
- ・ 見守り訪問活動がある。
- ・ 集いの場でお互いの安否確認がある。
- ・ おすそわけがある。
- ・ 隣近所での助けあいがある。
- ・ 普段の安否確認がある。
- ・ ごみ出し等、高齢者の手助けがある。
- ・ 買い物等、高齢者の手助けがある。
- ・ 行事の際の集会所への送迎がある。
- ・ 老人クラブの活動がある。
- ・ 婦人部の活動がある。
- ・ お茶っこ会がある。
- ・ 夏祭り等、様々な年間行事がある。
- ・ 獅子振り等の伝統行事がある。
- ・ 回覧板やチラシによる行事周知がある。
- ・ ペタンク・ラジオ体操等、健康づくりがある。



【地域で暮らして気になること、感じること】

- ・ 役員の成り手がいない。
- ・ 集まりに出てくる人がいつも同じ。
- ・ 行事に人がなかなか集まらない。
- ・ 人口が減っている。
- ・ 子どもが減ってしまった。
- ・ 高齢化が進んでいる。
- ・ 日中は女性と高齢者しかいない。
- ・ 地域の一体感が薄れてきた。
- ・ 子どもの顔がよくわからない。
- ・ お世話役一人ひとりの負担が大きい。
- ・ 転居してきた若い世帯との交流がない。
- ・ 近所づきあいが薄れてきている。
- ・ 男性が集まりに出てこない。
- ・ 表札が出ていない。
- ・ 近くにお店がないので買い物に行けない。
- ・ 坂道が高齢者の移動を阻んでいる。
- ・ 高齢者は集会所に行くもの大変。
- ・ 一人暮らしの高齢者が多く、見守りが必要。
- ・ 行事のマンネリ化。
- ・ 家でお茶のみしなくなった。
- ・ 外に出てこない高齢者が気になる。
- ・ 災害時に自力避難が難しい人がある。
- ・ 行事に送迎してくれる人が必要。
- ・ 老人クラブがない。
- ・ 子ども会がない。
- ・ 盆踊り等、昔ながらの行事ができない。
- ・ 獅子振り等、伝統行事の担い手がいない。



【地域で取り組めること】

- ・人を集められるお世話役の育成。
- ・若者が参加できる機会づくり。
- ・老人クラブの活躍の場づくり。
- ・声をかけ合える関係づくり。
- ・お互いのことを知る機会づくり。
- ・集いの場を増やすこと。
- ・子育て世帯をサポートする仕組み。
- ・行事の際に交流が深まる工夫。
- ・高齢者の買い物の手助け。
- ・高齢者が日中過ごせる場づくり。
- ・日中一人暮らしの高齢者が参加できる行事。
- ・高齢者見守り訪問活動。
- ・高齢者の行事・集会所までの送迎。
- ・老人クラブの立ち上げ。
- ・子ども会の立ち上げ。
- ・多世代が交流できる事業。
- ・集会所を使ったお茶っこ会。
- ・地区行事予定表の配布。
- ・毎朝のラジオ体操。
- ・グラウンドゴルフや卓球等、健康づくり。
- ・防災訓練・避難訓練等、防災の取組み。
- ・AED等、救急救命の訓練。



今回、地域づくり会議(地区座談会)で出たたくさんのご意見を活かして、第5次女川町地域福祉活動計画の策定を行い、地域住民とともに、今後の福祉のまちづくりを、協働して進めていきたいと考えました。

5 地域の変化

地域住民とともに各地域の実状に応じた地域福祉活動を展開するため、平成29年度より生活支援コーディネーター2名を配置し、住民主体の地域福祉活動を支援しています。そのことにより、地域住民と生活支援コーディネーターが協働・連携して地域福祉活動を推進する体制が整備できました。

地域住民による自主活動の場は、顔の見える関係の中でつながりを深めることで地域の絆を育む基盤として取組みが進められている。

新規の自主活動の立ち上げや、既存の自主活動の継続は、自治会などを単位とした交流の場の必要性の高まりによるものであり、住民の居場所づくりや地域の絆を深める一役を担っております。

今後も、未実施地区における新たな自主活動の取組みや、また、既存の自主活動の支援を通して、小地域のふれあいや交流を原点としたつながりや見守り、支えあいの関係づくりが必要であります。

(隣接地区ペタンク交流会)



(隣地区婦人部活動交流)



(地区内 ミニ運動会多世代交流)



(地区内サークル・老クペタンク交流大会)



地域住民による自主活動の広がり

行政区	自主活動の分類					友愛活動 (老人クラブ)
	運 動	お茶会	趣味活動	声かけ・ 見守り	サロン	
大 沢		○		○		
浦宿一		○		○		
浦宿二	○	○	○	○		○
浦宿三	○		○	○		
針 浜	○			○		○
旭が丘	○	○	○	○		○
上 三	○	○	○	○		○
上 四	○	○	○	○		○
上 五	○	○	○	○		○
西	○	○	○	○		
小 乗		○		○		
高 白				○		
横 浦		○		○		
大石原				○		
野々浜				○		
飯子浜				○		
塚 浜				○		
小屋取				○		
女川北	○	○	○	○	○	○
女川南	○	○	○	○		○
大原北	○	○	○	○		○
大原南	○	○	○	○		○
清 水	○	○	○	○		○
宮ヶ崎	○	○	○	○		○
石 浜		○		○		
桐ヶ崎		○		○		
竹 浦		○		○		
尾 浦		○		○		
御前浜				○		
指ヶ浜				○		
出 島	○	○	○	○		
寺 間				○		
江 島				○		

6 地域の福祉的な諸問題

第4次女川町地域福祉活動計画にもとづき、住民みなさんと地域福祉の推進に取り組んで参りましたが、少子高齢化や生活環境の変化、無縁社会の到来などにより、なおも様々な諸問題が地域にはあると言えます。次期計画では、このような諸問題により住民が抱える不安を住民同士が解決していく力(地域の福祉力)を育てていく必要があります。

【地域】

- ・日常生活に「不安」を抱える人が増えている。
- ・昔に比べ、となり近所の関係性が希薄だと感じる人が多い。
- ・福祉サービスにつながると、地域内でのかわり度合いが減少することがある。
- ・「福祉」というと、障害・高齢・児童などだけ…という感覚がある。
- ・福祉が身近なものであると思われていない。「特別」なものという感覚。
- ・様々な価値観があるとわかっていても、自分の価値観を優先してしまう。



【支え手】

- ・人材育成に関する研修・講座などは実施するが、活動の機会がない。
- ・どの地域でも、役員等の後継者不足が挙げられる。



【情報共有・仕組み】

- ・日常的にも、また、災害に備えるためにも個人情報扱いや管理体制が求められる。
- ・1人の生活を支えるために、更に地域住民支援者がつながりを深める必要がある。

【資源活用・開発】

- ・個人個人が得る情報にばらつきがある。
- ・日常生活のなかで、求められる福祉サービスの整備が急務。



【つながり】

- ・家族間でも、様々な事情によって関係性が薄くなっていることもある。
- ・「助け上手」は多いが、『助けられ上手』が少ない。



【個人】

- ・情報が行き届かず、不自由な生活を送っている人がいる。
- ・「みえない障害」があるゆえに地域の中で生づらさを抱えている人がいる。
- ・自身が抱えている問題を整理して、必要な手立てを考えるための手伝いが必要な人がいる。



7 第5次計画に反映させる地域の福祉課題

社協では、女川町の現状や町民アンケート調査、地域づくり会議(地区座談会)の開催結果などを踏まえ、地域福祉の視点から(1)～(3)を主な課題として整理を行いました。

また、(4)では社協が法人として運営していくうえでの課題も整理を行いました。

(1)地域のつながりの強化

近年、ひとり暮らし高齢者や核家族世帯の増加等、世帯の少人数化が進行し、地域のつながりが薄れ、社会的孤立等が全国的に課題となっています。

女川町においても、近所との人付き合いが少なくなっていることや、自治会活動への無関心等から、地域のつながりの希薄化が地域づくり会議(地区座談会)において課題として多く挙げられています。一方で、町民アンケート調査では、住民相互の自主的な支えあい・助けあいの関係が「必要だと思う」と回答した割合は約7割となっているほか、隣近所との付き合いの輪を広げていきたいと考える方がいることがうかがえます。

このような住民の意識を実際の行動につなげることができるよう、福祉意識の醸成や、日常的な住民同士の交流を活発にし、顔の見える関係づくりに取り組む必要があります。

(2)地域の課題解決力の強化

近年、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者等、支援を必要とする人の問題が多様化するなかで、地域に暮らす人が抱える生活上の課題を自分事として捉え、解決に導くことができる、地域の課題解決力の向上が重視されています。

女川町においては、ボランティア等の地域の担い手の不足・高齢化が課題となっており、人材の育成に向けて持続的に取り組んでいくことが必要となっており町民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動に、「時間がない」、「仕事で忙しい」との理由から、活動できていない住民が約3割となっています。

今後、取り組む条件としては、「気軽に参加できる」、「身近なところで活動できる」という意見が多くなっており、働き盛り・子育て世代などを含めた、様々な年代が積極的に地域活動に参加していくための支援を行っていく必要があります。



(3)包括的な支援体制の構築

地域における多様な支援ニーズに対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応し、関係機関の連携のもと、総合的な支援を提供することができる体制づくりが重要となっています。そのためには、町が主体となる福祉サービスについて、適切に利用するための情報提供や相談体制を充実させるとともに、住民や地域団体、事業所との連携が不可欠となっています。

町民アンケート調査では、福祉サービスの情報について、「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」が約3割となっており、支援を必要とする人を適切な支援に結び付けることができる体制づくりに取り組む必要があります。

(4)各関係団体との連携強化と効果的な事業運営の取組み

社協は、会費、寄附金、赤い羽根募金配分金、女川町補助金等により、運営を行っています。しかし、様々な要因により運営費が減少してきており、限られた財源をもとに効率よく、課題に対し柔軟な対応を行うことが、これまで以上に重要となっています。これまでも女川町をはじめ、女川町区長会、女川町民生児童委員協議会などの各関係団体と連携して事業を行ってききましたが、新たな課題に対して一層の連携を図り、共に新しい事業の実施や既存事業の見直しを行っていく必要があります。同時に事業の遂行については、専門的な知識を有する者や各団体を代表する者で構成される理事会及び評議員会などで審議を経ながら、より良い事業運営を行っていく必要があります。

第4章 計画の考え方

1 基本理念

女川町地域福祉計画(第1次)と第4次女川町地域福祉活動計画は一体的に策定し、相互に補完・補強しながら、町民誰もが震災を乗り越え、復興の実現を目指し推進してきました。その両計画の理念を引継ぎ、新たに編成された地域の中で、お互いを尊重し、つながりを持ち、支えあえるコミュニティの確立、及び一人ひとりが自分らしく生きがいを育み、安心して住み続けられる地域福祉の実現を目指します。

～女川町地域福祉計画(第2次)より抜粋～

**地域の支え合いとつながりで
一人ひとりの幸せが
実現するまち おながわ**

【基本理念を実現するための視点・考え方】

第4次計画策定時の「課題」が計画遂行により、どのように変化したのか地域から得られた情報をもとに残された課題、変化した課題、新たな生活課題にどう向き合っていくのかをまとめ、今後の目指すべき姿を実現できるように次のように考えました。

①自助から互助

自分自身が健康で安心かつ文化的な生活を送ることを基本とし、自分らしく生きることを目指します。

また、震災後の新たなコミュニティでも、自身を大切にしながら他者とのかわりあいの中で豊かな生活を実現します。

②自助・互助・共助

新たなコミュニティの中でも誰かを支え、誰かに支えられていることを実感しながら、お互いのつながりが地域に広まり、一人ひとりが地域の大切な資源となることを実現できるようにします。

また、震災後つながりづくりに力を入れてきた結果を踏まえ、さらに活性化を図ることで地域全体が元気でいられることを実現できるようにします。

③自助・互助・共助を支える公助

個人や地域が抱える複合的な生活課題において、制度の活用や関係機関と連携を図ることで、包括的な対応や仕組みをつくれるようにしていきます。

④住民・地域に関わる全ての人とともに

社協の活動原則の中心は住民であり、住民ニーズに立脚した活動を住民が自主的に取組むために、様々な機関や団体とも協働しながら計画的かつ総合的に活動を進めていきます。

また、活動を遂行する住民・地域に関わる全ての人とともに、「地域福祉」についての理念や役割を十分理解しながら取組んでいきます。

2 基本目標

住民の生活課題から目指すべき姿を基本理念をもとに、次の4つの目標を掲げました。

- 1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域(自助から互助)
- 2 互いが支えあう地域(自助・互助・共助)
- 3 誰もが安心して暮らせる地域(自助・互助・共助を支える公助)
- 4 組織の基盤強化

3 計画の体系

第5次女川町地域福祉活動計画

この言
化や現在
もに生き

基本理念	基本目標と目指す姿
<p>地域の支えあいとつながり で 一人ひとりの幸せが 実現するまち おながわ</p>	<p>基本目標1 『一人ひとりが自分らしく暮らせる地域』 目指す姿 ・一人ひとりが、自分自身を大切にし、その人らしい自立した生活ができることを目指します。</p> <p>基本目標2 『互いが支えあう地域』 目指す姿 ・一人ひとりが孤立感を感じることなく、互いを尊重し、多様性を認めあえる地域を目指します。 ・自分の力を地域に活かすことで、一人ひとりが担い手となり、支えあえる地域を目指します。</p> <p>基本目標3 『誰もが安心して暮らせる地域』 目指す姿 ・一人ひとりが、住み慣れた地域において生涯にわたって、安心して自分らしい生き方ができる地域社会を目指します。 ・誰もが、必要に応じたサービスや資源につながりながら、ともに生きる地域社会を目指します。</p> <p>基本目標4 『組織の基盤強化』 目指す姿 ・多様な事業を展開するためには、健全な法人運営が基本であり、そのため必要な人材と財源の確保に努め、安定した運営基盤を築き、円滑な事業運営を目指します。</p>

計画は、第4次女川町地域福祉活動計画を、PDCAサイクルにより評価し、地域の変
 遷の住民や地域の状況を反映し、策定しました。様々な問題や不安がありつつも、と
 きる地域社会を目指すための私たちの計画です。

取組み施策

- 相談体制の充実
- 多様な課題を抱える人への支援
- よりよい生活環境づくりに向けた働きかけ
- 持続可能な組織と安定した経営基盤の確立

取組み内容

- 1-1 住民の権利擁護の実現
- 1-2 健康な心と体づくり
- 1-3 社会参加へのきっかけづくり
- 2-1 ボランティア活動の活性化
- 2-2 住民主体による支えあい活動の活性化
- 2-3 支えあうためのネットワークの充実
- 3-1 相談しやすい環境整備
- 3-2 情報の活用促進
- 3-3 生活困窮者への支援
- 3-4 災害時支援のための協働
- 4-1 人材の育成と確保
- 4-2 経営基盤の強化

第5章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域

取組み内容【1-1】住民の権利擁護の実現

◆現状と方向性

認知症等により判断能力が不十分な人が増える一方で、家族形態や生活環境の変化により支える親族は少なくなっている傾向にあります。

また、知的障害や精神障害者の保護者自身が高齢になるなかで、『親亡き後』に対する不安感の増大なども見られます。

あらゆる人が、住み慣れた地域でその人らしく日常を送られるよう、住民に対する理解を促すとともに、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組みを推進します。

◆具体的な取組み

①地域における権利擁護の体制づくり

地域生活の中で出会う様々な権利擁護などに対応できるよう、事業所や学校、専門機関などの連携を促進するとともに、地域での権利擁護の体制づくりを図ります。

②日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の周知・活用

広報誌や集いの場等様々な機会を活用し、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の事業内容をわかりやすく周知することで、必要な人が活用できるよう支援します。また、活用することで安心感だけでなく、より一層豊かな生活が送られるよう支援します。

③住民参加による権利擁護の理解・促進

お茶会や地区行事等を活用し、権利擁護の理解促進につながるよう、研修会の開催や広報紙等で定期的に情報発信を行います。

また、本会が実施する福祉学習へ住民が参画することで、権利擁護への理解を深めます。

④市民後見人の養成に向けた働きかけ

地域で暮らす被後見人を支えるため、今後、弁護士等の専門職だけでなく、その担い手としての住民の役割が重要になってくると考えられることから、市民後見とはどのような役割があるかを啓発していきます。

⑤虐待防止に向けた情報発信

子ども、高齢者、障害者等の啓発週間や広報紙を活用し、虐待防止に向けた啓発をしていきます。

また、どのようなことが虐待になるのかを周知することで、虐待防止と早期発見につながるよう働きかけます。

⑥法人後見による自己実現支援

保護者のいない被後見人が、法人後見を利用することで、住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、自己実現に向けての支援を行います。

⑦法人後見業務の強化

保護者のいない被後見人については、様々な生活課題を抱えている人も多いことから、社協としての専門性を活かすことで、被後見人の自己実現につながるよう、法人後見業務を強化します。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した相談支援 ・ 広報紙やつどいの場等様々な機会を活用し、事業内容を周知することで、必要な人が活用できるよう支援する ・ 権利擁護に関する研修会の開催 ・ 市民後見制度の啓発 ・ 虐待防止に向けた情報発信 ・ 身上に寄り添った自己実現支援 ・ 福祉学習の実施 ・ 定期的な被後見人の状況把握とケース検討 ・ 研修会への参加
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した相談支援 ・ 高齢者とその家族に対し、「まもり一歩」の内容と活用方法を周知する ・ 地区お茶会等を活用し、権利擁護に関する研修会の開催 ・ 市民後見制度の啓発 ・ 虐待防止に向けた啓発 ・ 高齢者に対する自己実現支援 ・ 研修会への参加
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した相談支援 ・ 利用者とその家族に対し、「まもり一歩」の内容と活用方法を周知し、必要な時に活用できるよう情報発信 ・ 保護者会等での権利擁護に関する啓発 ・ 市民後見制度の啓発 ・ 虐待防止に向けた啓発 ・ 利用者とその家族に対する情報発信 ・ 研修会への参加
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報キャッチと相談機関への相談等 ・ 情報発信 ・ 福祉学習への参画 ・ 研修会への参加 	

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①地域における権利擁護の体制づくり	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価	→			
②日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の周知・活用	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価		調査 →		
③住民参加による権利擁護の理解・促進	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価	→			
④市民後見人の養成に向けた働きかけ	事務局 包括 うみねこ園	調査 →		協議 → 実施/評価	→	
⑤虐待防止に向けた情報発信	事務局 包括 うみねこ園	協議 → 実施/評価	→			
⑥法人後見による自己実現支援	事務局 包括 うみねこ園	協議 → 実施/評価		調査 →		協議 →
⑦法人後見業務の強化	事務局 包括 うみねこ園	協議 → 実施/評価		調査 →		協議 →

取組み内容【1-2】健康な心と体づくり

◆現状と方向性

震災を契機に生活環境の変化が要因となり、世代を問わず様々な生活課題を抱える本町において、特に「健康」に関する事柄は住民の関心事となっており、地域活動の中でも運動やサロン活動、健康に関するイベントへの参加など活動の広がりがみられます。

より多くの住民が、自分自身の心と体の健康に関心を持ち、その人らしく生活が送れるよう取組んでいきます。

◆具体的な取組み

①心身の健康づくりや介護予防の取組み

暮らしの中で、自分自身、または仲間や地域全体で取組める健康づくりや介護予防についての情報提供や教室等を開催し、参加の機会を増やせるようにしていきます。

②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取組み支援

地域行事や自主サークル活動など集いの場を活用し、健康づくりや介護予防についての情報提供をし、一人ひとりの健康意識が高められるようにします。

また、その活動が継続できるようにするとともに、個人の活動が仲間づくりや地域活動に発展できるように支援していきます。

③地域のお世話役等の育成

個人が得た健康や介護予防の知識・技術・体験を自分自身の生活や地域活動に活かし、一人ひとりが自立した日常生活を送り続けられるよう、また、地域活動をサポートできる「地域の担い手」を育成していきます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の情報収集 ・地域活動における関係者との調整 ・リーダー育成における健康づくり、介護予防の研修紹介
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり、介護予防事業の推進(遊びり・ふまねっと・ミニ体力測定等) ・地域自主活動での出前講座や介護予防教室等の開催 ・住民、関係機関との協働による健康づくり、介護予防の取組み(ウォーキングマップ等の作成) ・(仮称)地区健康づくり介護予防委員会の立ち上げ ・集いの場を活用した健康づくり、介護予防の啓発 ・地域のお世話役育成「ぴんぴん元気推進塾」の開催
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とその家族の健康づくり、介護予防の取組みを啓発 ・関係者との協働による地域活動への参画の勧奨 ・リーダー育成における障害福祉に関する情報提供
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の周知と参加勧奨 ・健康づくり、介護予防勉強会の開催と参加 ・地区ウォーキングマップ作成と活用 ・地域のお世話役同士の交流 ・新たなリーダーの発掘

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①心身の健康づくりや介護予防の取組み	事務局 包括 うみねこ園	協議 実施/評価		調査		協議
②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取組み支援	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価				協議
③地域のお世話役等の育成	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価				協議

取組み内容【1-3】社会参加へのきっかけづくり

◆現状と方向性

現在、地域には様々な地域活動の機会があり、多くの人が参加しています。暮らしやすく安心な地域づくりのためには、周りの人とつながりを持つことが大切で、地域の行事やお祭りなどに参加するだけでも地域とのつながりを持つことになります。

今後も、子供から大人まで地域に暮らすすべての住民が役割を持ち、一人ひとりの興味や関心に合う活動に取り組みながら、社会参加を目指します。

◆具体的な取組み

①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援

地域の中で、集いの場を通して仲間づくりや仲間同士の支え合い、仲間から個別に、また、仲間から地域へ活動が発展できるように場づくりの支援をしていきます。

②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるような支援

一人ひとり生きがいの持ち方や活動には違いがあり、自分のペースで意欲をもって取り組んでいけるような活動を企業やNPOとも協働・提案し、自分らしい活動や生活が送れるようにサポートしていきます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターによる地域支援 集いの場づくり 個人の特性に応じた活動ができるような情報提供とサポート
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主活動の活性化支援 介護予防事業を通じた社会参加のきっかけづくり 地域、関係者協働による個人の生きがいを尊重した活動への支援
協	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> 女川町手をつなぐ親の会の活動支援 地域活動への参画支援 障害特性に応じた生活環境の調整
住 民		<ul style="list-style-type: none"> 様々な情報の活用 自分に合った活動の発見と取組み 町や地区行事、サークル活動への参加

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①自立お茶会やサークル活動の 発足支援・継続支援	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価		調査 →		協議 →
②住民が多種多様な生きがいを持 ち、意欲的な生活ができる ような支援	事務局 包括 うみねこ園	実施/評価		調査 →		協議 →

基本目標2 互いが支え合う地域

取組み内容【2-1】ボランティア活動の活性化

◆現状と方向性

地域には、様々な場面でボランティア活動を行っている人や今から地域のために役立ちたいと考えている人も数多くいます。こうした現状をふまえ、活動につながるような取組みをし、活動意欲を高めます。

◆具体的な取組み

(1) ボランティアセンター機能の強化

① 新規登録者の確保

ボランティア活動ハンドブックを作成し、現在、活動している個人や団体、これから活動に参加したい個人や団体に役立つ情報を提供することで、新規登録者の確保を行います。

② 広報・啓発活動の充実

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、社協だよりと社協ホームページのボランティア情報の充実を図り、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行います。

(2) ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ

子どもや高齢者等が気軽に集うことができる、ふれあいサロン等の立ち上げに関する人材育成や支援を行います。

(3) 有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施

今後、高齢者や障害のある人の日常生活上の移動手段として期待されるコミュニティ・カーシェアリングの導入に向け、運転ボランティアの育成に努めます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動ハンドブックの作成 ・広報紙とホームページの充実 ・ふれあいサロン等の立ち上げ支援 ・運転ボランティアの人材育成
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙とホームページの活用 ・包括出前いきいき講座の開催 ・地域のお世話役育成「ぴんぴん元気推進塾」の開催 ・新規活動育成支援(サークル活動等)
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙とホームページの活用 ・ボランティアとの交流
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に積極的に参加する ・地域で一緒に活動できる仲間を見つける ・ボランティア活動に関する研修や講習会に参加する ・地域にどんなボランティア活動があるか把握する ・知識、経験、技術を活かして気軽に参加できる活動の機会を設ける

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
(1)ボランティアセンター機能の強化 ①新規登録者の確保	事務局 住民	実施/評価				
②広報・啓発活動の充実	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価				
(2)ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ	事務局 包括 住民	実施/評価				
(3)有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施	事務局 住民	協議		実施/評価		

取組み内容【2-2】住民主体による支えあい活動の活性化

◆現状と方向性

昨今、住環境や家族形態の変化があるなかで、あいさつをはじめとしたつながりができつつあります。しかしながら、いつまでも住み慣れた地域で生活していくためには、日常的な助けあいが求められています。

私たちは、地域に暮らす住民として、日常の生活課題を互いに取組むことで、一人ひとりの生活を支えられる住民活動の推進に努めます。

◆具体的な取組み

(1)地域での見守り体制の推進

①情報交換や協議の場づくり

地域における各種団体は、地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、多様な地域団体が交流できる機会をつくります。

②支えあい意識を高めるための取組み

誰もが自然に会話を交わせる地域づくりのために、声かけを推進していきます

③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援

様々な地域活動を通じてお互いの顔を覚え、あいさつを交わすことのできる地域づくりを推進します。

④地域のリーダー育成

地域における支えあい活動を展開するためには、地域の推進役となるリーダーの役割が非常に重要であることから、リーダー育成講座などの開催に努めます。

⑤救急医療情報キットの配布と活用

救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することで、万が一の際の迅速な救命活動につなげ、要援護高齢者等に対し暮らしの中に安全・安心を提供します。

(2)地域課題を解決するための協議の場づくり

①座談会の開催

地区毎に、地域の福祉課題等を話し合い、協働で解決していく座談会の開催を支援していきます。

②地区役員への福祉意識の啓発

地区役員に対し、福祉出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などを通して、福祉意識の啓発を図ります。

(3)住民同士の支えあいによる生活支援の展開

①資源開発

住民参加型のサービスが、公的なサービスを補完する役割として期待されていることから、住民主体の地域事業の立ち上げを支援していきます。

②生活支援サービスについての調査・検証

座談会等を通じて住民の生の声を聴取し、今後の事業展開に反映させるとともに、町に対しても生活支援サービスに関する提案をしていきます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体の交流促進と活性化 ・ 声かけの推進 ・ あいさつの推進 ・ リーダー育成講座の開催 ・ 救急医療情報キットの配布と啓発 ・ 座談会の開催支援 ・ 福祉出前講座の実施 ・ 住民主体の地域事業への支援 ・ 住民ニーズの把握と反映
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけの推進 ・ あいさつの推進 ・ 地域のお世話役育成「ぴんぴん元気推進塾」の開催 ・ 救急医療情報キットの配布と啓発 ・ 座談会の開催支援 ・ 包括出前いきいき講座の開催 ・ 認知症サポーター養成講座の開催 ・ 住民ニーズの把握と反映
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけの推進 ・ あいさつの推進 ・ 救急医療情報キットの配布と啓発 ・ 住民ニーズの把握と反映
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する人材をみんなで育て支える ・ 地域での様々な団体がお互いの活動を理解し、積極的に協力しあう ・ 住民同士がお互いに声をかけられるような関係を大切にする ・ 地域の行事に積極的に参加する ・ 地域活動に関する研修や講習会に参加してみる ・ 地域にどんな支えあい活動があるか把握する ・ 自治会などで、福祉に関して勉強する機会をつくる ・ 介護が必要な高齢者や障害のある人がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるような環境を整えていく ・ 必要なサービスやしくみは自分たちでつくれることを意識する ・ 福祉サービスを利用することに対する抵抗感や偏見をなくす ・ 多様な福祉サービスを把握する

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
(1)地域での見守り体制の推進 ①情報交換や協議の場づくり	事務局 住民	実施/評価	→			
②支えあい意識を高めるための 取組み	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
③自身が発信できるツールを 見つけるための啓発や支援	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
④地域のリーダー育成	事務局 包括 住民	実施/評価	→			
⑤救急医療情報キットの配布と 活用	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
(2)地域課題を解決するための 協議の場づくり ①座談会の開催	事務局 包括 住民	実施/評価	→			
②地区役員への福祉意識の啓発	事務局 包括 住民	実施/評価	→			
(3)住民同士の支えあいによる 生活支援の展開 ①資源開発	事務局 住民	調査	→	協議	→	実施/評価
②生活支援サービスについての 調査・検証	事務局 包括 うみねこ園 住民	協議 実施/評価	→			

取組み内容【2-3】 支えあうためのネットワークの充実

◆現状と方向性

現在、住民同士の支えあい活動や町内外の事業所等が社会資源となり、一人ひとりの生活を支える一翼となっています。しかし、生活課題については複雑化し、住民同士、住民と専門職、専門職同士というように協働の在り方にも多様性が求められています。

私たちは、一人の生活を多方面から支えるために、地域を1つの基盤とし、住民・事業所・支援機関等が必要に応じたネットワークを構築し、さらには質のよいネットワークへと充実を図っていきます。

◆具体的な取組み

①企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発

公的なサービス、ボランティアなどのインフォーマルサービスに関わらず地域福祉活動に関する情報を整理し、広報紙「社協だより」及びホームページを通じて、地域福祉活動への理解と参加の啓発を行います。

②地域づくり会議(仮)の開催

地域の事業・ニーズに対応した柔軟な福祉サービスが提供されるように、企業やNPO法人との連携を強化します。

③支援種別(テーマ別)に応じたネットワーク会議(プラットフォーム)の開催

医療・介護・福祉及び保健等関係者が連携し、高齢者等の生活全体を支えていくためのネットワーク化を進めます。

④地域と関係者との連携

高齢者や障害のある人など福祉サービスを必要としている人が適切にサービスを利用できるよう地域と関係者との連絡調整を図ります。

⑤関係機関との連携

地域行事や自治会・企業への福祉出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などができるよう関係機関とのネットワークづくりに努めます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「社協だより」の配布 ・ 生活支援体制整備事業第一層協議体の開催 ・ 女川町地域ケアネットワーク会議への参加 ・ 地域個別ケア会議、地域ケア会議の開催 ・ 生涯学習課、健康福祉課、社会福祉協議会事務打合せ会への参加
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座の開催 ・ 生活支援体制整備事業第一層協議体への参加 ・ 女川町地域ケアネットワーク会議への参加 ・ 地域個別ケア会議、地域ケア会議の開催 ・ 生涯学習課、健康福祉課、社会福祉協議会事務打合せ会への参加 ・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築 ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ袋販売活動による障害者理解への促進 ・ 石巻市女川町自立支援協議会への参画 ・ 地域個別ケア会議、地域ケア会議の開催 ・ 女川町障害者虐待防止センターとの連携
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての住民が同じ地域に住む仲間であることを意識する ・ 地域について関心を持つ ・ 地域の高齢者や障害のある人等と交流する機会や場を設ける ・ 自治会などで、福祉に関して勉強する機会をつくる ・ 地域のために何ができるか考える ・ 住民がお互いを理解し、協力できることがあれば積極的に協力する ・ 地域ぐるみで高齢者や障害のある人等を守る意識を持つ ・ 地域にどんな人が住んでいるか把握する ・ 地域には様々な悩みを抱えている人がいることを理解する ・ 普段から福祉に関する情報に気を付け、どんな相談窓口があるか把握する ・ 困りごとのある人がいたら相談機関に紹介する ・ 地域のコミュニケーションを密にする ・ 介護が必要な高齢者や障害のある人がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるような環境を整えていく 	

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	➔			
②地域づくり会議（仮）の開催	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	➔			
③支援種別（テーマ別）に応じたネットワーク会議（プラットフォーム）の開催	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	➔			
④地域と関係者との連携	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	➔			
⑤関係機関との連携	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	➔			

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる地域

取組み内容【3-1】相談しやすい環境整備

◆現状と方向性

総合相談窓口を掲げている本会としては、住民から寄せられる様々な生活課題を受け止め、地域を基盤として解決につなげる体制づくりが求められています。

本会は、相談機関としての役割を住民に広く周知するとともに、住民から寄せられる生活課題を受け止め対応・支援につなげるスキルの向上を図ります。

また、地域の中で気軽に相談できる環境や体制づくりを進めていきます。

◆具体的な取組み

①相談員の質の向上

高齢者や障害者などの属性による「困りごと」ととらえず、生活上の「多様なニーズ」や「生活のしづらさ、生きづらさ」に耳を傾け、個別から家族、地域支援も考慮した相談対応ができるように、様々な研修へ積極的に参加し、スキルを身に付けていきます。

また、地域の中で住民の相談窓口となるリーダーともつながりながら、地域での相談力も高められるようにしていきます。

②総合相談ケアパスの作成

総合相談の窓口として相談内容に応じて、つなぐ先の紹介等もできるようにフローチャートの作成を行います。

また、地域においても住民自身が困りごとの相談先がわかるように、住民向け総合相談ケアパスを作成します。

③地域内で相談できる仕組みづくり

地域の中でニーズの発見から見守り、予防的支援、継続支援ができるように、地域と福祉分野以外の機関も含めた関係機関と情報共有、連携しながらチームアプローチの体制を整えます。

④相談窓口の周知・情報提供

必要な時に必要なところに相談ができるように、わかりやすい言葉で説明し、敷居が高くないイメージをもって相談できるように、地域に伝えていきます。

また、住民同士でも情報提供しあえるような内容を伝えていきます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・対人援助向上等スキルアップ研修の企画、開催 ・相談対応フローチャート及び住民向け総合相談ケアパスの作成 ・地域内相談対応の仕組みづくり ・支部長、民生委員児童委員、福祉活動推進員等の研修開催 ・様々な手段による住民目線の情報提供
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加及び研修企画、開催への協力 ・相談対応マニュアル作成 ・相談協力員研修の開催 ・地域内相談対応の仕組みづくり ・広報紙等を活用した包括支援センター役割の周知と情報提供
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加及び研修企画、開催への協力 ・相談対応マニュアル作成 ・広報紙等を活用したうみねこ園の周知と情報提供
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会への参加 ・地域内相談対応の仕組みづくりへの参画

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①相談員の質の向上	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
②総合相談ケアパスの作成	事務局 包括 うみねこ園 住民	協議 →	実施/評価 →			協議 →
③地域内で相談できる 仕組みづくり	事務局 包括 うみねこ園 住民	協議 →	実施/評価 →			協議 →
④相談窓口の周知・情報提供	事務局 包括 うみねこ園 住民	協議 →		調査 →		協議 →
		実施/評価	→			

取組み内容【3-2】情報の活用促進

◆現状と方向性

様々な媒体の発達により、私たちは自分の生活スタイルに応じた情報を取得することができるようになりました。

今後は、それらの情報を有効に活用することで、地域の活性化とより豊かな生活を目指します。

◆具体的な取組み

①HP・社協だより・リーフレット・SNS等の活用

社協だよりやホームページ、リーフレット、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等を活用し、住民自ら必要な情報を得ることができるよう情報発信を行います。

②相談窓口の周知

住民に対し、相談内容に応じた各種窓口の周知を行います。

③集いの場を活かした情報提供

地域内での住民活動による集いの場を活かし、住民への情報提供を行います。

④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し

住民同士が相互に情報発信が行えたり、地域が住民に情報を発信することで、必要な情報を地域の中でも収集できるよう、発信力を高められるような働きかけを行います。

⑤情報提供のバリアフリー

年代や性別で受け取る情報内容に偏りが生じることなく、平等に受け取ることができるような情報提供を心がけます。

⑥リーダーに情報提供(質の良い)し、口コミで伝えてもらう

地域の中で口コミによる情報伝達が行われるように、質の良い情報を地域のリーダーに提供します。

⑦情報収集

支部長や福祉活動推進員・民生委員児童委員、地域活動の場に参加する住民との情報交換を行うことで、地域内の様子や住民の情報収集に努めます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 協	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行やホームページの充実、リーフレットの作成、SNSによる情報発信 ・住民の相談内容に応じた窓口の周知 ・住民活動の場を活かした情報提供 ・地域や住民への情報発信の促し ・偏りが生じない情報の提供 ・住民に対する確実な情報の提供 ・地域での活動者と情報交換による情報収集
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターだよりの発行、ホームページでの情報発信、リーフレットの作成 ・高齢者総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知 ・住民活動の場を活かした情報提供 ・地域や住民への情報発信の促し ・偏りが生じない情報の提供 ・住民に対する確実な情報の提供 ・地域での活動者と情報交換による情報収集
	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・うみねこ園だよりの発行、ホームページでの情報発信、リーフレットの作成 ・利用者や保護者の相談内容に応じた窓口の斡旋 ・偏りが生じない情報の提供 ・住民に対する確実な情報の提供
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った手段で必要な情報を収集する ・地域内の活動へ参加する ・個人が得ている情報を地域の中で発信し、情報の充実を図る ・口コミにより情報発信を行う

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①HP・社協だより・リーフレットSNS等の活用	事務局 包括 うみねこ園 住民			調査 →		
		協議 実施/評価	→			
					→	
②相談窓口の周知	事務局 包括 うみねこ園			調査 →		
		協議 実施/評価	→			
						協議 →
③集いの場を活かした情報提供	事務局 包括 住民					
		実施/評価	→			
④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるように促し	事務局 包括 住民					
		協議 実施/評価	→			
⑤情報提供のバリアフリー	事務局 包括 うみねこ園					
		実施/評価	→			
⑥リーダーに情報提供（質の良い）し、口コミで伝えてもらう	事務局 包括 うみねこ園 住民					
		実施/評価		調査 →		
⑦情報収集	事務局 包括					
		実施/評価	→			

取組み内容【3-3】生活困窮者への支援

◆現状と方向性

複合的な課題を抱えた困窮者世帯からの相談が増加傾向にあり、そのような状況に陥らないための予防的な取組みや相談窓口の充足や支援体制の見直しを行う必要があります。

課題解決に向け、多様な支援機関との連携を図りながら、自立に向かうまでのサポートを進めていきます。

◆具体的な取組み

①相談窓口の周知

相談窓口の周知を、広報紙「社協だより」等を通じて行います。

②関係機関との協働支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援機関等と連携し、相談者の自立支援に努めます。

③フードバンク(ネットワーク)の支援の確立

住民等から長期保存が可能な食料品を募り、緊急に食糧支援の必要な世帯へ提供します。

④生活福祉資金・生活安定資金の活用

低所得者世帯や高齢者世帯、障害者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長のため、必要な資金の貸付を実施します。

⑤多様な貸付制度の周知・紹介

上記貸付制度以外にも他の貸付制度を利用することが可能な場合には、他の貸付制度についても周知・紹介できるよう努めます。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「社協だより」等による周知 ・生活困窮者の相談対応 ・フードバンクの実施 ・生活福祉資金、生活安定資金の貸付 ・多様な貸付制度の周知、紹介
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・生活困窮者の相談対応
協	うみねこ園	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・生活困窮者の相談対応
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・地域には様々な悩みを抱えている人がいることを理解する ・普段から福祉に関する情報に気を付け、どんな相談窓口があるか把握する ・困りごとのある人がいたら相談機関に紹介する

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①相談窓口の周知	事務局 包括 うみねこ園 住民	協議		調査		協議
②関係機関との協働支援	事務局 包括 うみねこ園 住民	実施/評価				
③フードバンク（ネットワーク）の支援の確立	事務局 住民	実施/評価				
④生活福祉資金・生活安定資金の活用	事務局 住民	実施/評価				
⑤多様な貸付制度の周知・紹介	事務局 住民	実施/評価				

取組み内容【3-4】災害時支援のための協働

◆現状と方向性

東日本大震災を経験した私たちは、災害に対する備えが「平時」にあるということ
を1つの教訓としました。

行政と社協が協働で実施したアンケートでも、日頃のつながりや取組みを通じた
備えの大切さが挙げられていることを受け、官・民・産が一緒となり、有事に備
えた取組みを進めていきます。

◆具体的な取組み

①町と協働で避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者等が災害時に支援を受けられるよう、民生委員児童委員、自治会との連
携のもと、町に協力して、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作
成を行います。

②要配慮者等との避難訓練の実施

町との連携のもと、自主防災組織、民生委員児童委員、住民など地域の援助者
による避難訓練を要配慮者等と共に実施します。

③防災・災害時に備えた訓練

災害時に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施します。

④ボランティア人材の確保

個人だけではなく、企業やNPO等にも広く働きかけ、災害時に備えた人材を育
成します。

⑤被災地区以外からの支援者派遣

水害等の災害時には、町内ボランティア派遣による災害支援を行ないません。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体		取 組 み
社 事 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成(協力) ・要配慮者等との避難訓練の実施 ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 ・災害ボランティア講座の開催 ・町内ボランティア派遣による災害支援
	包 括	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成(協力) ・要配慮者等との避難訓練の実施
協 う み ね こ 園		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成(協力) ・要配慮者等との避難訓練の実施
住 民		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで高齢者や障害のある人等を守る意識を持つ ・地域にどんな人が住んでいるか把握する ・住民同士のつながりを強め、災害に強い地域をつくる ・企業やNPO等が参画した災害支援

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①町と協働で避難行動要支援者 名簿の作成	事務局	協議	→			
	包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
②要配慮者等との避難訓練の 実施	事務局	協議	→			
	包括 うみねこ園 住民	実施/評価	→			
③防災・災害時に備えた訓練	事務局 住民	実施/評価	→			
④ボランティア人材の確保	事務局 住民	実施/評価	→			
⑤被災地区以外からの支援者 派遣	事務局 住民	実施/評価	→			

基本目標4 組織の基盤強化

取組み内容【4-1】人材の育成と確保

◆現状と方向性

近年、人材確保が極めて厳しい中、令和元年度に新規正職員を採用し、適正な人員の確保をすることができました。

また、組織力や住民サービスの向上を図るために職員のスキルアップが求められています。

今後は、効果的な事業展開が図られるよう積極的な人材育成に取り組むとともに、将来的にも安定した運営基盤が築けるよう継続した人材確保に努めます。

◆具体的な取組み

①内部・外部研修による職員のスキルアップ

内部研修の実施や外部研修への参加により、職員のスキルアップを図ります。

②長期的な人員の配置計画による人材の確保

長期的な人員の配置を検討し計画的な人材確保を行うことで、組織の基盤強化を図ります。

③資格取得の推奨

組織力を高めるために資格の取得を啓発します。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体	取 組 み
法 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部研修の実施 ・ 外部研修への参加 ・ 計画的な人事管理 ・ 業務内容と人員配置の見直し ・ 資格を取得しやすい環境づくり

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①内部・外部研修による職員の スキルの向上	法 人	協議	➔			
		実施/評価	➔			
②長期的な人員の配置計画に よる人材の確保	法 人	協議	➔			
		実施/評価	➔			
③資格取得の推奨	法 人	実施/評価	➔			

取組み内容【4-2】経営基盤の強化

◆現状と方向性

法人の運営資金は、住民等からの会費と寄附金、町の委託事業と補助金事業が主な財源となっており、新たな財源確保が厳しい状況にあります。

持続可能な組織と安定した経営基盤の強化を目指し、補助金や受託事業など様々な収入源の確保と計画的な運営に努めます。

◆具体的な取組み

①会員募集の拡大

町内外の個人や企業等に対し賛助・特別会員への加入を依頼し、会費の確保を検討します。

②行政・民間の補助金や受託事業の活用

行政や各種団体の補助金へ事業申請し財源の確保に努めます。

また、町の事業を受託し本会事業での位置づけを明確にさせ、人材と財源を確保した活動展開を目指します。

③計画的な予算の執行

事業担当者や部署責任者が予算管理を行い、適切な予算の執行を行います。

次年度予算の編成にあたっては、実績額を鑑みながら予算措置を行います。

④中長期の財源計画の策定

専門知識を有する者を交えた委員会での中長期財源計画の検討や策定を行います。

◆実施主体ごとの取組み

実施主体	取 組 み
法 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを活用した会員募集 ・ 行政や各種団体補助金の申請と活用 ・ 受託事業の見直し ・ 部署ごとの予算管理、執行 ・ 実績額に基づいた予算措置 ・ 中長期の収支予算見込の算定 ・ 中長期の財源確保に向けた検討や協議

◆取組みのスケジュール

具体的な取組み	事業主体	取組み年度				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①会員募集の拡大	法 人	協議 		実施/評価 		
②行政・民間の補助金や受託事業の活用	法 人	協議 				
		実施/評価 				
③計画的な予算の執行	法 人	協議 				
		実施/評価 				
④中長期の財源計画の策定	法 人	調査 	協議 		実施/評価 	

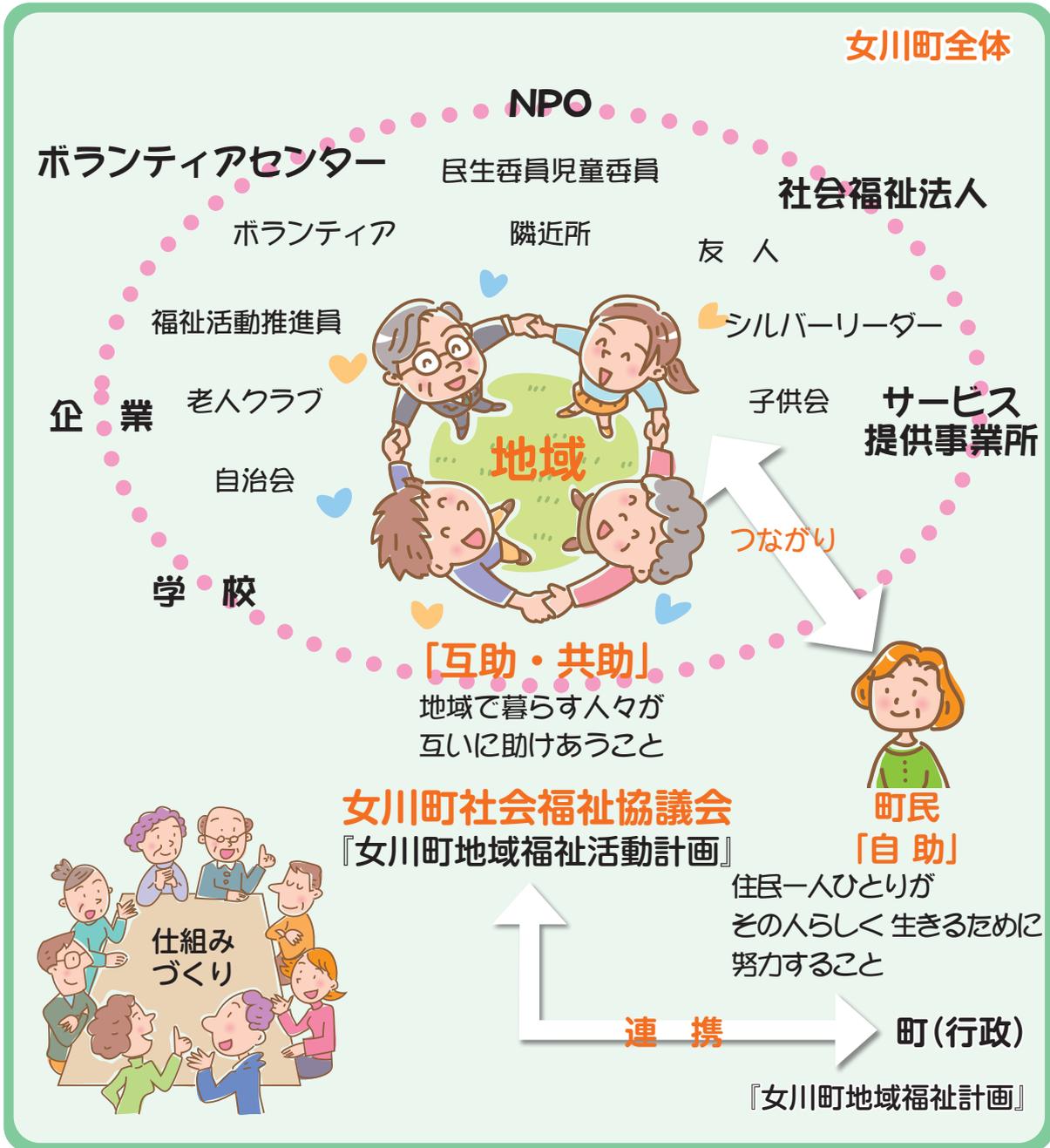
第6章

計画の推進体制と 推進管理

1 計画の推進体制

自助・互助・共助・公助という視点から、地域福祉を推進します。

計画の推進体制



「公助」

自助・互助・共助を支えるもので、法律や制度等に基づいて、行政機関などが提供するサービスや仕組みなど

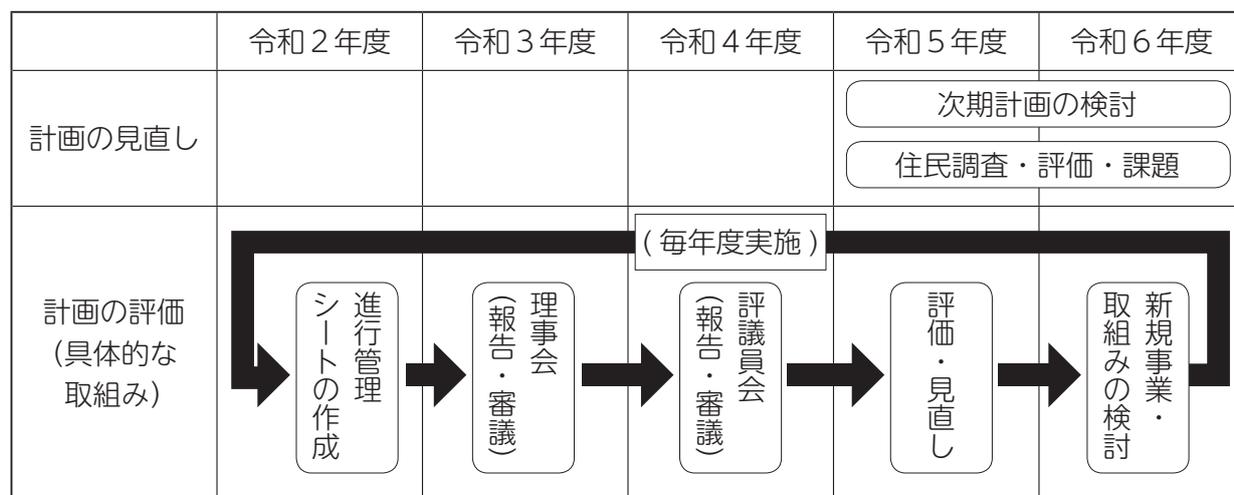
2 進行管理システム

地域福祉を推進していくためには、本計画の各事業の実施状況を確認しながら、進行・管理していくことが重要です。

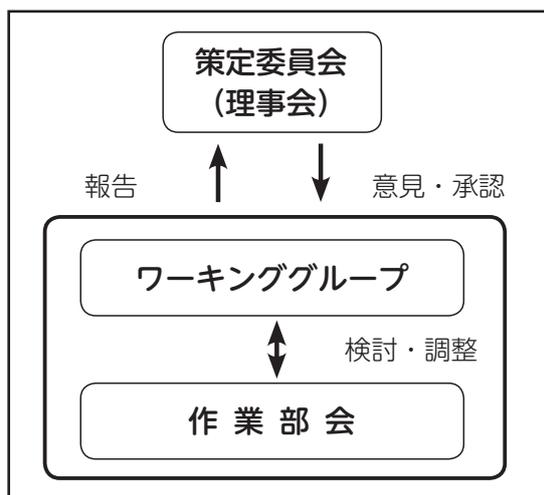
そのため、毎年度主要事業について「目標別進行管理シート(仮称)」を作成し、理事会及び評議員会へ報告し、意見を求め進行管理を実施します。

また、次期計画の策定に当たっては、理事及び有識者による策定委員会を設置し、具体的な内容を検討していきます。

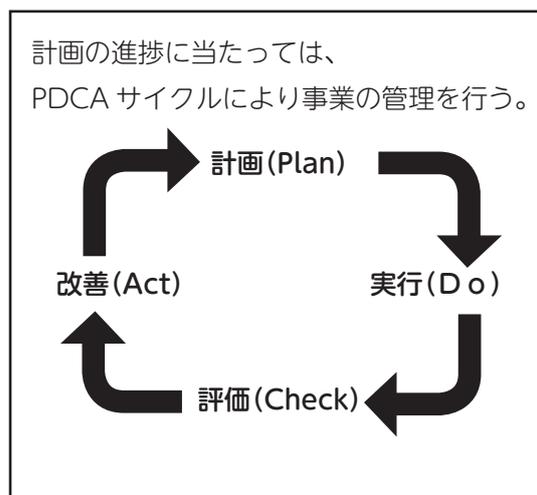
第5次女川町地域福祉活動計画進行管理図



第5次女川町地域福祉活動計画策定体制図



進行管理(PDCAサイクル)



本計画は、計画期間が令和2年度から6年度の5年間のため、次期計画は令和7年度からになります。計画の見直しに当たっては、住民調査・計画の検討を行うことを踏まえて、令和5年度・6年度の2年間をかけて検討することを考えています。



資 料 編

1 第5次女川町地域福祉活動計画策定経過

年月	作業部会	ワーキンググループ	策定委員会	その他
R 1. 6				6(木) 7(金) 12(水) 13(木) 14(金) 17(月) 19(水) 20(木) 24(月) 25(火) 26(水) 27(木) 26(水) 理事会で策定 委員会の設定を協議
R 1. 7			30(火) 委員長・副委員長の選任。 前回計画の評価、策定ス ケジュールについて	
R 1. 8	7(水) 策定の進め方について 19(月) 理念・基本目標等の 30(金) 組み立てについて			
R 1. 9	2(月) 4(水)	13(金) 基本理念・基本目標、計 画の体系、目次案につい て		
R 1. 10	3(木) 課題と組み立ての整理 7(月) 9(水) 10(木) 15(火) 24(木) 28(月) 30(水)	17(木) 第1回ワーキンググルー プの指摘事項、取り組み 施策と内容案について	30(水) 前回策定時の福祉課題と 現在の福祉課題、第5次 計画の体系・基本目標に ついて	
R 1. 11	5(火) 6(水) 7(木) 11(月) 15(金) 18(月) 21(金)	基本目標と具体的 な取組み・スケジ ュール等について	21(木) 基本目標と目指す姿、現 状と方向性案、組織の基 盤強化について	13(水) 全職員への計画進捗状況 の説明
R 1. 12	9(月) 16(月) 18(水) 23(月)		20(金) 5次計画の取組み施策と 取組み内容等について	
R 2. 1	9(木) 17(金) 21(火) 23(木) 31(金)	計画の素案について	29(水) 計画の素案について	
R 2. 2	5(水) 25(火)		21(金) 計画(案)の承認について	

2 第5次女川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人女川町社会福祉協議会(以下「社協」という。)の第5次女川町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 計画を策定するために、策定委員会を設置する。

- 2 策定委員会の委員は、社協理事をもって構成し、社協会長が委嘱する。
- 3 策定委員会に助言者をおく。
- 4 助言者は、宮城県社会福祉協議会地域福祉部担当者及び学識経験者の中から、社協会長が委嘱する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) その他、計画の策定に関すること。

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から作業終了時までとする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会等の設置)

第7条 この委員会の下に職員で構成する作業部会及び作業部会に担当理事3名を加えたワーキンググループを設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員に諮り定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の施行の日にその効力を失う。
- 3 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条の規定にかかわらず、社協会長が招集する。

3 第5次女川町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	委員会 役職名	氏 名	理事会 役職名	備 考
1	委員長	佐藤良一	理事	ワーキンググループ担当理事
2	副委員長	三浦ひとみ	理事	ワーキンググループ担当理事
3	委員	的場登美子	会長	ワーキンググループ担当理事
4	委員	齋藤俊美	副会長	
5	委員	高橋正典	副会長	
6	委員	土井賢亮	理事	
7	委員	勝又菊枝	理事	
8	委員	齋藤俊	理事	
9	委員	宮元潔	理事	
10	委員	平塚勝志	理事	

第5次女川町地域福祉活動計画策定にかかるワーキンググループ及び作業部会名簿

No.	氏 名	所 属 名	備 考
1	豊田正利	東北文化学園大学医療福祉学部 保健医療福祉学科教授	助言者
2	北川進	宮城県社会福祉協議会震災復興支援室主幹	助言者
3	高橋弘	女川町社会福祉協議会事務局長	
4	平塚としえ	女川町地域活動支援センター施設長	
5	鈴木佳子	女川町地域包括支援センター管理者	
6	千葉信二	女川町社会福祉協議会事務局地域福祉係長	
7	鈴木康太郎	女川町社会福祉協議会事務局総務係長	
8	須田めぐみ	女川町社会福祉協議会事務局主任	

4 用語集

ア行

アウトリーチ

地域において、専門職が自ら出向き社会的孤立から公的な援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する支援の方法です。

遊びリ

もともと通常のリハビリテーションに加えて、楽しみながらからだを動かしていただくよう、遊びの中にリハビリ要素を盛り込んだものです。本町では新たな地域での公営住宅や自立再建住宅での生活の中で、高齢者同士の交流や閉じこもり予防(出会いの場)により介護予防を推進する(協働の場)ことを目的とし実施し、地域づくりの一環にも位置づけています。

石巻市女川町自立支援協議会

相談支援体制の構築をはじめ、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協働して、問題の解決をめざしていく場です。自立支援協議会の主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等があります。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のことをいいます。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼びます。

SNS

social networking service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスです。自分のプロフィールや写真を同じサービスを利用している会員に公開できるほか、会員同士のメッセージのやり取りなどで交流を深めることができます。また、同じ趣味を持っていたり、同じ地域に住んでいる人などとコミュニティを作るなど、新たな人間関係を構築する場としても注目されています。

SDGs (エスディーゼーズ)

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。その目標は、世界中の人々が望む「ありたい未来」そのものであるとも言われています。

エヌピーオー

NPO (Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られています。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている社会的機能を本人自身の内発的な動機によって向上させ、社会生活に反映すること。また、それらを促す支援方法です。

女川町手をつなぐ親の会

心身障害児・者の親たちの相互連携によって自分達の手で子供の教育と福祉の増進に寄与することを目的に活動をしている親の会です。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のことをいいます。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼びます。

カ行

介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ遅らせること、または、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、軽減を目指すことを目的として行うものです。

今までの介護予防の手法は心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏っていましたが、最近ではそれに加えて生活環境の調整や地域の中に生きがい、役割をもって生活ができるような居場所と出番づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要とされています。社会参加による介護予防の重要性が言われています。

救急医療情報キット

自分の氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を円筒形のプラスチック容器などの中に入れ、冷蔵庫のドアポケットに保管しておくことで緊急時に活用するものです。

また、玄関の内側上部と冷蔵庫ドア上部に表示マークを貼って、救護者や救急隊に分かりやすいようにするものです。

協議体

地域支援事業の生活支援・介護予防の体制の整備に当たり、町が中心となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供者等が参画し、地域のニーズの発掘や多様な主体への働きかけ、関係者との連携、担い手養成やサービスの開発などの連携を行うネットワークの事です。

ケアマネジャー

ケアマネジャーは、利用者が必要としている介護サービスを過不足なく利用できるように、利用者の立場に立って総合的な支援をする役割を担っています。介護サービスは、利用者が自立した日常生活を送るために必要とする、治療や看護といった保健医療サービスから生活支援などの福祉サービスまでを、総合的に判断してサービスを組み合わせ、適切に利用するものです。ケアマネジャーはそのマネジメントを行う人です。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害のある人等代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことを言います。

国連

第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえ、国連(国際連合)は1945年10月に51カ国の加盟国で設立され、我が国は1956年12月18日、80番目の加盟国となりました。近年では2011年に南スーダンが加盟し、現在の加盟国数は193カ国です。

国連では英語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、アラビア語の6カ国語が公用語として話されています。

コミュニティ

居住地域を同じくする共同体のことで、同じ目的や共通点を持ち、深い結びつきをもつ地域社会をいいます。

コミュニティ・カーシェアリング

ご近所同士で車を一緒に活用し合う地域のサークル活動です。一般的なカーシェアリングとは違って、地域コミュニティが運営し、支え合う地域づくりを目的としながら柔軟に車を活用します。

コミュニティソーシャルワーク

コミュニティソーシャルワークとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践です。

コミュニティビジネス

コミュニティ(地域)の抱えるさまざまな課題を、“地域住民”が主体となって、地域資源を活かしつつ、ビジネス的な手法を用いて解決する地域事業です。

サ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難で援護を必要とする人をいいます。女川町では、75歳以上のみ世帯に住む方、要介護者、障害者、乳幼児、妊婦を対象にしています。

サミット

主要国首脳会議。世界の主要国の首脳が集まり、国際社会が直面するさまざまな課題について意見交換を行う、非公式の国際会議のことです。

支部長

本会では、町内行政区の代表を支部長と位置付け、地域福祉活動を推進しています。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民(町民)の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことをいいます。

社会福祉協議会(社協)

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしたいという思いを形にするために、住民の皆様が中心となりともに支え合える仕組みづくりを進めています。

シルバーリーダー

宮城県老人クラブ連合会が取組む「高齢者相互支援推進啓発事業」で、県内数か所の老連をモデル老連として位置づけており、その事業で友愛活動を中心的に行う者を「シルバーリーダー」として委嘱し、友愛活動に取り組んでいます。

自治コミュニティ

「一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との県内数か所の協働の推進などを目的とする組織」と定義されています。本町においては「自治会」という1つの自治組織が、地域活動を円滑に行うため、行政区町が中心となり役員体制のもとで、地域のことを地域自らが決め、それを実行するためにつくられる組織となっています。

生活安定資金

低所得世帯に対し、生活費、修学費、医療費などに困窮する人に、その世帯の自立更生及び生活の安定を図ることを目的に貸付けします。

生活困窮者(世帯)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人・世帯をいいます。その方々の自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律が「生活困窮者自立支援法」です。

生活支援コーディネーター

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者のことです。

生活支援体制整備協議体

本会が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体(社会福祉法人、民間事業者等)と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としたものです。

生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上保護等を行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上保護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

総合相談ケアパス

心身や生活状態、相談内容により、相談できる窓口、医療のこと、暮らしのこと、交流できる場所などの情報をまとめた一覧表です。

ソーシャルサポートネットワーク

社会生活を送る上での様々な問題に対して、身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制のことをいいます。これは、地域社会に存在する住民や社会福祉関連機関、施設の専門職、ボランティアなどの様々な人により組み立てられ、サービス利用者のパーソナリティや生活状況、また、緊急性を伴う要件などに応じた個別のネットワークの形成が必要であり、社会的支援ネットワークとも言われています。

夕行

地域活動支援センター

障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害のある人の地域生活を支える、国の「地域生活支援事業」のひとつとして位置づけられています。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域の担い手

行政区長や民生児童委員などに加え、地域に住む子供から高齢者までのより多くの住民が福祉活動に携わることを意図します。

地域福祉コーディネーター

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには、課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源(情報・人・場所など)をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人材の役割が重要となります。

地域包括支援センター

行政や介護、医療、福祉等の関係機関と協力して、地域の皆さんの健康、生活、財産、権利などを守るために置かれている機関です。地域住民の様々な相談や悩みを聞いたり、地域で活躍するケアマネジャーを助け、安心して暮らしやすい地域をつくれます。

また、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の3職種が連携しながら総合的に高齢者を支えます。

チームアプローチ

チームアプローチとは、多様な職種がチーム形成し目標に向かって連携し、協働する技術であり、現在では、医師や看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の国家資格として位置づけられるものばかりでなく、生活保護担当者のケースワーカー、民生委員児童委員、ホームヘルパー、障害者職業カウンセラー等様々な分野にかかわる職種にも広がりを見せています。

ツール

「道具」を意味する言葉です。社会福祉では目標や目的を達成するために用いられる方法や手段などを「ツール」という表現をしています。

ナ行

ニーズ

ニーズとは「必要」「要求」などと訳されますが、住民の情報などを収集し分析することで、抽出される「生活全般の解決すべき課題」をいいます。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

「まもる」と「びりーぶ(信じる・信頼するの意味)」を組み合わせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害のある人・精神障害のある人で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、金銭管理など暮らしのサポートをしています。

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをしたり見守りをする応援者です。

ネットワーク会議（プラットフォーム）

ネットワークなどのつながりを支えるための「基盤」「土台」「システム」を指し、近年様々な地域資源が一体化した「プラットフォーム」として課題解決にあたる必要性が求められます。

ハ行

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されています。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

福祉活動推進員

地域の「福祉の担い手」として社協会長が委嘱しており、主に、民生委員等と協力しながら地域住民の福祉課題などを把握し、社協と連絡調整を行いながら活動しています。また、社協主催の社会福祉事業の推進に協力し、地域住民の福祉を高める運動にも努めています。

福祉学習(福祉教育)

すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中で共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう「共に生きる力」を育む教育です。

福祉コミュニティ

地域住民間で福祉サービスを提供する地域共同体をいいます。地域住民の主体的な関心に基づき、援助を必要とする人にサービスが提供されます。また、福祉コミュニティの形成を目的とした社会福祉援助活動は、地域援助活動といえます。

フードバンク

食品関連企業他より寄贈された食品等(以下、寄贈食品)を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動です。寄贈食品等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくもので、その仕組みが銀行のようであることからフードバンク(食物銀行)と呼ばれています。

ふまねっと

あみを踏まないように注意深く、ゆっくり慎重に歩く運動です。ステップを間違えることで笑顔と会話と交流が弾み、無理なく楽しく継続できるからだに優しい運動です。歩行機能や認知機能の改善、うつやとじこもりの予防に効果が期待できます。

フローチャート

ある作業について処理手順や工程などの一連の流れを表した図のことです。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉です。個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することです。

PDCAサイクル

「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つです。日本では1990年代後半からよく使われるようになった方法で、計画から改善までを1つのサイクルとして行います。

マ行

民生委員児童委員

民生委員児童委員は「常に住民の立場になって相談に応じ必要な援助を行う」ことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される地域の身近な福祉ボランティアです。

無縁社会

単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言い現わしたもので、NHKにより、2010年に制作・放送されたテレビ番組による造語です。

第5次女川町地域福祉活動計画

令和2年3月

発行 社会福祉法人女川町社会福祉協議会
〒986-2243
宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山107番地17
電話 0225-53-4333
FAX 0225-53-4336
